

1. 基本的な事項

(1) 野辺地町の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

a. 位置と地勢

当町は、青森県北部の下北半島と夏泊半島に挟まれた、陸奥湾に沿った湾入域に位置しており、東南は東北町、東北は横浜町及び六ヶ所村、西は平内町と境界を接しています。また、町制施行は明治30年であり、平成29年に120周年を迎えようとしている歴史ある町です。

町の総面積は、81.68k㎡で、北を陸奥湾に面し、南に八甲田連邦の山麓を配し、東には緑豊かな丘陵が続いています。全体的に西高東低で、陸奥湾からなだらかな平地が広がっています。河川は、野辺地川が町の中心部を縦断して北に向かって流れ、枇杷野川、与田川、二本木川などの支流と合流して陸奥湾に注いでいます。

b. 気 象

当町は、年間を通じて西の季節風が強いほか、太平洋側から吹きつける梅雨時の偏東風（ヤマセ）が作物の育成に少なからず影響を及ぼしています。

しかし、冷涼な気候により、夏はすごしやすく降水量は比較的少ない反面、冬は、県内有数の豪雪地帯であり、12月～3月まではほとんど雪の中での生活となり、交通機関に障害を与えることもあります。

気象概況1（気象庁気象観測データ：野辺地地点）

区分 年	気 温 [°C]			降水量 [mm/年]	日 照 [h/年]	平均風速 [m/s]	平均風向
	平均	最高	最低				
平成22年	10.2	32.7	-9.2	1,290.5	1,514.2	3.2	北西
平成23年	9.7	32.9	-9.8	1,167.0	1,610.3	3.2	北西
平成24年	9.6	32.2	-10.7	1,055.5	1,533.4	3.1	北
平成25年	9.7	32.9	-7.7	1,352.5	1,476.8	3.3	北
平成26年	9.7	33.0	-12.3	1,238.0	1,783.2	3.3	西

気象概況2（平成26年野辺地町降雪観測データ：野辺地地点）

[単位：cm]

降雪量 累 計	569	月別最大 降 雪 値	1 月	2 月	3 月	4 月	11 月	12 月
			52	77	73	0	0	42

② 歴史的条件

野辺地町の歴史は、縄文時代まで遡ることができ、町内には、寺ノ沢遺跡（縄文前期）、槻ノ木遺跡（縄文中期）、枇杷野遺跡（縄文後期）、陣場川原遺跡（縄文晩期）など遺跡が分布しており、食糧資源に恵まれた豊かな自然環境のもとで、縄文人の生活が営まれていたと推測されます。

また、「野辺地」の名が記録に登場するのは建武 2 年（1335 年）であり、以後、江戸時代が終わるまで南部氏の領土でした。

立地的に古くから交通の要衝として発展してきましたが、特に延宝年間（1673 年～1680 年）から明治の初年にかけて、豪商と呼ばれた地元の野村治三郎や野坂勘左衛門、さらには北陸の銭屋五兵衛などの千石船が往来し、野辺地の湊からは大豆や銅が積み出され、上方からは塩、古着や木綿、酒、紙など様々な商品がもたらされ、野辺地は盛岡藩の日本海航路の玄関として大いに繁栄しました。

明治 22 年（1889 年）4 月 1 日の町村制施行によって野辺地村、馬門村、有戸村が合併して「野辺地村」となり、同 30 年 8 月 28 日に町制を施行し、「野辺地町」となり初代町長に角鹿良右衛門が就任し、現在に至っています。

③ 社会的条件

当町の人口は、平成 22 年国勢調査では、14,314 人（男 6,596 人、女 7,718 人）で、昭和 55 年の 18,419 人と比べると、約 22%の減少となっています。

世帯人員数は、昭和 50 年から一貫して減少を続けており、核家族化の傾向を示しています。また、平成 22 年における年齢別人口構成は、年少人口（0～14 歳）が 11.3%、生産年齢人口（15～64 歳）が 59.2%、高齢者人口（65 歳以上）が 29.1%となっており、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が進んでいます。

④ 経済的条件

産業別人口については、平成 22 年の就業人口は 6,469 人で、総人口の 45.2%を占めています。産業区分別の内訳は第 1 次産業が 546 人（就業人口の 8.5%）、第 2 次産業が 1,702 人（同 26.4%）、第 3 次産業が 4,206 人（同 65.1%）となっています。

これまで、県やハローワークと連携し、国の経済対策である緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別交付金事業などを積極的に活用した雇用の創出に努めてきたほか、旧サントリー跡地 108.8ha を野辺地工業団地として活用しながら企業誘致などの推進を図ってきましたが、依然として厳しい雇用情勢が続いています。

イ. 過疎の状況

① 人口等の動向

当町の人口は昭和 55 年において、18,419 人であったものが、平成 17 年には、15,218 人で 3,201 人の減少となっています。その後、平成 22 年には 14,314 人とな

り、人口減少は続いています。

② 現在の課題・今後の見通し

当町は、過疎指定要件とされる昭和 55 年から平成 17 年までの 25 年間の人口減少率が 17.4%となり、平成 22 年 4 月 1 日に過疎地域として公示されました。

これまで、過疎対策事業債を活用して、安心して子育て出来るという若者定住の環境づくりのため、野辺地中学校改築や、学習が遅れがちな児童生徒については学ぶ意欲を引き出すことを目的としてスクールサポーターを配置し、交流人口増加や生活利便性向上のため、駅前広場の整備や道路工事などを実施するとともに、耐津波や施設の長寿命化を図ることで漁業従事者が安心して定住できるよう、漁港施設機能強化事業や水産物供給基盤機能保全事業を実施してきました。

しかし、人口減少と少子高齢化は着実に進むと予想されます。急激な人口減少と少子高齢化を抑えるためにも、大都市から地方へ、人・企業などを分散することが重要であり、そのためには、町民が安全・安心に暮らせる環境づくりが切実となっています。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

国勢調査による平成 22 年の就業人口は 6,469 人で、総人口の 45.2%を占めています。産業区分別の内訳は第 1 次産業が 546 人（就業人口の 8.5%）、第 2 次産業が 1,702 人（同 26.4%）、第 3 次産業が 4,206 人（同 65.1%）となっています。

昭和 60 年からの推移をみると、平成 2 年に一旦減少し、その後、増加傾向を示しましたが、平成 17 年からは再度減少に転じています。昭和 60 年の就業人口と比較すると約 18%の減少で、第 1 次産業から第 3 次産業まで全て減少しており、特に第 1 次産業は一貫して減少しています。

② 地域の経済的な立地特性

a. 全ての人を結ぶ交通幹線のネットワーク

当町の公共交通は、鉄道、路線バス及び市町村運営有償運送等で構成されています。

町内の鉄道の要となる駅は、第三セクターの青い森鉄道（株）の野辺地駅で、同社が運行する青い森鉄道線のほか、東日本旅客鉄道（株）（JR 東日本）が運行する JR 大湊線が乗り入れています。

バスについては、十和田観光電鉄（株）と下北交通（株）の民営 2 社が、町内路線の野辺地市内線などのほか、当町と十和田市、むつ市、青森市、六ヶ所村を結ぶ路線を運行しており、他に平内町の町民バスが 1 日 1 便野辺地駅まで乗り入れています。町内の一部には公共交通空白地帯がある状況です。高速バスは、

国際興業（株）、弘南バス（株）の民営 2 社が、野辺地駅から首都圏までの運行をしています。

道路は東京～青森間を結ぶ国道 4 号と、野辺地駅より南側で国道 4 号から分岐して下北方面へ向かう国道 279 号があります。県道は野辺地～六ヶ所間を連絡する主要県道野辺地六ヶ所線をはじめ 7 路線あり、さらに町道 367 路線により道路網が形成されています。

b. エネルギー供給地域

当町は原子燃料サイクル施設のある六ヶ所村に隣接しており、電源立地地域として位置付けられています。また、近年の脱化石燃料・再生可能エネルギー導入（エネルギーミックス）が叫ばれるなか、当町特有の風を利用し、向田地区に大型風力発電施設（2,000kw×25 基）が建設され売電事業が展開されています。さらに今後の環境・エネルギー対策に係る取組みとして、むつ小川原開発地域周辺市町村が指定を受けている環境・エネルギー産業創造特区の優位性を活かしながら、地域、官民が一体となった当町の「新・省エネルギービジョン」におけるプロジェクトの事業化が望まれています。

c. 観光地としての動向

町内には、烏帽子岳や十符ヶ浦海水浴場、まかど温泉スキー場、柴崎地区健康レクリエーション施設、愛宕公園など観光施設・資源が所在し、また、海釣りや祭り・季節ごとのイベントも楽しむことができます。

当町の観光客入り込み数は、昭和 63 年の 28.0 万人から増減を繰り返し平成 12 年には 40.8 万人に達した後は減少し、平成 21 年に一旦増加した後に再び減少しています。

今後は、既存の観光資源の有効かつ高度な活用方法を検討するとともに、北海道新幹線新青森・新函館北斗間開業や高速道路（百石道路）の北伸・下北半島縦貫道路の開通など、交通体系の変容に合わせた魅力ある新たな観光資源の開発が望まれています。

③ 第 5 次野辺地町まちづくり総合計画後期基本計画との整合性

当町が平成 27 年 3 月に策定した「第 5 次まちづくり総合計画後期基本計画（計画期間：平成 27～32 年度）」における、「笑顔あふれるまち のへじ」の将来像に沿って施策を推進します。基本目標として 6 項目を挙げており、「郷土の生業（なりわい）を創る」「郷土の人の生命（いのち）と暮らしを守る」「郷土をますます愛し育む「人財」を育てる」「郷土の人の身体（からだ）と心を守る」「郷土の住みやすさを実現する」「郷土づくりを進める組織とシステムを創る」と整合性を持ちながら、施策の展開を図ります。

④ 社会経済的発展の方向

当町の農業振興地域内の農用地区域は 918.1ha あり、農業は「野辺地葉つきこかぶ」を中心に、「ながいも」「米」などを生産しています。漁業は「ホタテガイ」や「なまこ」が中心で、つくり育てる漁業を実践し、資源の確保と安定的な漁獲量確保を目指しています。

今後は、持続可能な経営のため、後継者及び担い手の育成・確保に努めるとともに、各産業の枠を超えて知恵を出し合い、相互の結びつきと連携を深めた取組みや「農・工・商・観連携」の取組みを促進し、「6次産業化」を推進します。また、山林や水などの自然環境をはじめ、地域資源を活かす新たな産業分野を生み出すとともに、既存の観光資源の「ブラッシュアップ」を推進し、地域の活性化と、地域が持続的に発展でき、若者の定住に繋がる雇用の場の確保に努め、さらに、地域の特性を活かした企業誘致への取組みにより、雇用の拡大を目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人 口

① 総人口の推移

当町の国勢調査人口は、昭和 35 年の 17,447 人が、昭和 40 年には 17,474 人(0.2%増)、昭和 45 年は 17,544 人(0.4%増)、昭和 50 年は 17,994 人(2.6%増)、昭和 55 年は 18,419 人(2.4%増)、昭和 60 年は 18,351 人(0.4%減)、平成 2 年は 16,750 人(8.7%減)、平成 7 年は 15,969 人(4.7%減)、平成 12 年は 16,012 人(0.3%増)、平成 17 年は 15,218 人(5%減)、平成 22 年では 14,314 人(5.9%減)と、昭和 55 年の 18,419 人をピークに減少傾向にあり、特に昭和 60 年から平成 7 年までの 10 年間で約 2.4 千人の減少となっています。その後、平成 12 年に一旦微増したものの、平成 17 年以降は減少しています。

② 年齢階層別、男女別からみた人口の推移

人口推移を年齢階層別にみると、14 歳以下層は昭和 35 年に 6,660 人であったものが平成 22 年には 1,612 人(75.7%減)、15 歳～64 歳層は昭和 55 年に 12,058 人であったものが、平成 22 年には 8,473 人(29.7%減)、65 歳以上層は昭和 35 年に 983 人であったものが、平成 22 年では 4,166 人(323.8%増)となっており、14 歳以下人口の減少と 65 歳以上人口の増加による少子高齢化の急速な進行が浮き彫りとなっています。特に平成 22 年の高齢者比率が 29.1%となり、約 3 人に 1 人が高齢者という状況にあります。

一方、人口推移を男女別からみると、男性は昭和 55 年の 8,864 人をピークに、減少を続け、平成 12 年に一旦増加したものの、平成 17 年からは再度減少に転じ、平成 22 年には 6,596 人となっています。また、女性は昭和 60 年の 9,656 人をピー

クに、一貫して減少し、平成 22 年には 7,718 人となっています。

③ 今後の人口動向

当町の主産業は、第 3 次産業となっていますが、経済不況の中、地場産業も苦戦を強いられており、こうした産業構造や就業構造・就業形態の変化により人口流出は今後も続くと予想されます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 72 年には 5,712 人になり、昭和 55 年の 18,419 人から比べると 3 分の 1 以下にまで激減すると言われています。

また、野辺地町公共施設等総合管理計画では、平成 52 年には、65 歳以上の総人口に占める割合が 47.1%となり、町の総人口の約半分が 65 歳以上になると推計されています。併せて、財政負担の中心的な役割を果たす 15～64 歳の総人口に占める割合は、平成 52 年には、45.4%になると推計されています。

少子化と若年層の流出等による高齢化の進行は当町においても深刻な問題であり、急激な人口減少を食い止めるためにも、選択と集中による効率的な行財政運営はもちろんのこと、生業づくりや安心して子育てできる環境の創出、町民との協働による地域活性化に積極的に取り組んでいくことが切実となっています。

表 1－1（1） 野辺地町の人口推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,447	人 17,474	% 0.2	人 17,544	% 0.4	人 17,994	% 2.6	人 18,419	% 2.4
0 歳～14 歳	6,660	5,987	△10.1	5,262	△12.1	4,966	△5.6	4,718	△5.0
15 歳～64 歳	9,804	10,394	6.0	11,023	6.1	11,639	5.6	12,058	3.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,050	4,186	3.4	4,214	0.7	4,364	3.6	3,880	△11.1
65 歳以上(b)	983	1,093	11.2	1,259	15.2	1,389	10.3	1,643	18.3
(a)/総数 若年層比率	23.2	24.0	—	24.0	—	24.3	—	21.1	—
(b)/総数 高齢者比率	5.7	6.3	—	7.2	—	7.7	—	8.9	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 18,351	% △0.4	人 16,750	% △8.7	人 15,969	% △4.7	人 16,012	% 0.3	人 15,218	% △5.0
0 歳～14 歳	4,343	△7.9	3,489	△19.7	2,860	△18.0	2,228	△22.1	1,916	△14.0
15 歳～64 歳	12,030	△0.2	10,972	△8.8	10,320	△5.9	10,429	1.1	9,453	△9.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,354	△13.6	2,689	△19.8	2,419	△10.0	2,611	7.9	2,151	△17.6
65 歳以上(b)	1,978	20.3	2,286	15.6	2,788	22.0	3,335	19.6	3,847	15.4
(a)/総数 若年層比率	18.3	—	16.1	—	15.1	—	16.3	—	14.1	—
(b)/総数 高齢者比率	10.8	—	13.6	—	17.5	—	20.8	—	25.3	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,314	% △5.9	人 13,524	% △5.5
0 歳～14 歳	1,612	△15.9	1,425	△11.6
15 歳～64 歳	8,473	△10.4	7,513	△11.3
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,735	△19.3	1,410	△18.7
65 歳以上(b)	4,166	8.3	4,565	9.6
(a)/総数 若年層比率	12.1	—	10.4	—
(b)/総数 高齢者比率	29.1	—	33.8	—

表 1－1（2） 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	16,430	—	16,012	—	△2.5	14,915	—	△6.9
男	7,860	47.8	7,607	47.5	△3.2	7,025	47.1	△7.7
女	8,570	52.2	8,405	52.5	△1.9	7,890	52.9	△6.1

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		14,224	—	△4.6	14,009	—	△1.5
男 (外国人住民除く)		6,680	47.0	△4.9	6,592	47.1	△1.3
女 (外国人住民除く)		7,544	53.0	△4.4	7,417	52.9	△1.7
参 考	男 (外国人住民)	17	0.1	—	19	0.1	11.7
	女 (外国人住民)	51	0.4	—	58	0.4	13.7

区 分		平成 29 年 3 月 31 日		
		実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		13,534	—	△3.4
男 (外国人住民除く)		6,366	47.0	△3.4
女 (外国人住民除く)		7,168	53.0	△3.4
参 考	男 (外国人住民)	25	0.2	—
	女 (外国人住民)	70	0.5	—

※ 外国人住民の構成比については、外国人を含んだ総数を基に算出している。

表 1－1（3） 人口の見通し

	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
65 歳以上	4,586	4,885	4,894	4,692	4,436	4,224
15～64 歳	7,513	6,561	5,801	5,217	4,668	4,070
15 歳未満	1,425	1,162	990	856	756	675
総人口	13,524	12,608	11,685	10,765	9,860	8,969

イ. 産 業

① 事業所・従業者の推移

当町の産業推移を事業所統計（平成 18 年で廃止、以降経済センサス-活動調査）でみると、昭和 61 年に事業所数 1,050 箇所、従業者数 6,702 人、平成 3 年には事業所数 999 箇所、従業者数 6,742 人、平成 8 年には事業所数 935 箇所、従業者数 6,577 人、平成 13 年には事業所数 1,096 箇所、従業者数 7,160 人、平成 18 年には事業所数 977 箇所、従業者数 6,027 人、平成 24 年 2 月には事業所数 721 箇所、従業者数 4,690 人となっています。

※事業所数は事業内容等不詳を含みます。また、従業者数は男女別の不詳を含みます。

② 産業別・就業者の推移

当町における産業を平成 24 年 2 月の経済センサス-活動調査の産業分類でみると、全産業 721 箇所を 100%として、農林水産業が 0.5%、卸売・小売業・飲食業が 40.9%、次にサービス業で 27.6%、建設業が 12.5%、不動産業が 8.0%、製造業が 5.8%、運輸・通信業が 3.1%となっています。

産業別就業者の推移を国勢調査でみると、平成 2 年の就業者総数は 7,400 人のうち第 1 次産業が 907 人で 12.3%、第 2 次産業が 2,169 人で 29.3%、第 3 次産業が 4,324 人で 58.4%でしたが、10 年後の平成 12 年には就業者総数が 7,912 人（6.9%増）、うち第 1 産業が 626 人（31%減）で 7.9%、第 2 次産業が 2,519 人（16.1%増）で 31.8%、第 3 次産業が 4,767 人（10.2%増）で 60.3%となっています。さらに 10 年後の平成 22 年には就業者総数が 6,469 人（18.2%減）、うち第 1 次産業が 546 人（12.8%減）で 8.5%、第 2 次産業が 1,702 人（32.4%減）で 26.4%、第 3 次産業が 4,206 人（11.8%減）で 65.1%となっています。

※就業者総数は分類不能の産業を含みます。

③ 今後の産業動向

当町の産業動向をみると、第 1 次産業の大幅な減少がみられますが、農業については、水田転作の強化や、畑作物の価格不安定、さらには経年劣化等による排水機能の低下などで、排水対策の不十分な圃場の再整備が必要となるなど、将来に対する不安が大きいため農業後継者の育成に困難な条件があり、総農家数、農業生産額ともに平成 7 年以降減少しており、ますます農業離れが進んでいくと思われます。漁業についても、経営体数は緩やかにではあるものの確実に減少を続けており、漁獲数量や相場が大きく影響すると思われます。

第 2 次産業については、建設業の就業人口が著しく減少しており、平成 12 年の 1,642 人が平成 22 年には 926 人と、10 年間で約半分まで減少しています。

第 3 次産業については、当町で雇用を生み出す中心的な産業となっており、平成 22 年度においては就業者数が 4,206 人と、就業人口の 65.1%もの比率を占めているものの、平成 12 年以降は減少を続けており、依然として厳しい状況が見込まれ

ます。

また、経済情勢の悪化や少子高齢化などの影響から、事業所の廃業や誘致企業の撤退が相次ぎ、平成 13 年に 1,096 事業所あった事業所・企業数が、平成 24 年には 721 事業所まで減少するなど、雇用力の低下や地域活力の減退が課題となっています。今後も厳しい雇用情勢が続くと思われるため、時代に適合した新産業・新事業の創出を促進するとともに、既存の事業所・企業の技術力・販売力を高めていくことが必要となっています。

表 1－1（４） 産業別就業人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,398		人 6,459	% 1.0	人 6,791	% 5.1	人 6,883	% 1.4	人 7,753	% 12.6
第一次産業 就業人口比率	% 43.2		% 36.7	—	% 28.9	—	% 24.7	—	% 17.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 16.9		% 16.8	—	% 21.0	—	% 20.4	—	% 25.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 39.8		% 46.5	—	% 50.1	—	% 54.6	—	% 57.5	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,849	% 1.2	人 7,400	% △5.7	人 7,609	% 2.8	人 7,912	% 4.0	人 7,184	% △9.2
第一次産業 就業人口比率	% 15.6	—	% 12.3	—	% 10.7	—	% 7.9	—	% 8.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.0	—	% 29.3	—	% 29.7	—	% 31.8	—	% 27.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 58.4	—	% 58.4	—	% 59.5	—	% 60.3	—	% 64.5	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,469	% △10.0	人 6,284	% △2.9
第一次産業 就業人口比率	% 8.4	—	% 7.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.3	—	% 25.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 65.0	—	% 65.8	—

※ 年により総数に「分類不能の産業」の就業人口が含まれるため、就業人口の比率は合計しても100%とならない年がある。

(3) 町行財政の状況

ア. 行 政

① 組織及び職員数

当町の行政機構は組織図のとおりで町長部局 12 課、教育委員会 2 課のほか、議会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の 4 事務局が設置されている。

平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数（派遣職員を除く）は、町長部局 105 名、教育委員会 22 名、議会 2 名、農業委員会 0 名（併任 3 名）、選挙管理委員会 0 名（併任 3 名）、公営企業部局 4 名で全職員 133 名です。

② 広域行政による共同施設等

広域的な行政事務及び施設の効率化を図るため、北部上北地域広域圏としては、ごみ処理、消防、斎場、医療、福祉等の事業を展開しています。また、下北地域広域圏としては、し尿処理について広域行政で共同処理を行っています。

③ 組織効率化への取り組み

行政組織の更なる効率化を図るため、各種庁内委員会を設置し、事務事業等の見直しや組織機構の見直し、職員の意識改革や定員管理及び給料の適正化、公共施設等の管理運営の合理化を進めている一方で、平成 9 年度において「野辺地町財政再建 5 カ年計画（10 年度～14 年度）」、平成 14 年度には「野辺地町行財政改革大綱（第 3 次）」及び「野辺地町財政再建 10 カ年計画（15 年度～24 年度）」を策定し、また平成 18 年度には「野辺地町集中改革プラン（19 年度～21 年度）」を策定して、行財政基盤の強化に取り組んできました。

また、平成 25 年度には機構改革を実施し、事務事業の見直しや弾力的な体制づ

くりに取り組むとともに、平成 27 年度には「行財政改革プラン（第 4 次行財政改革大綱）（28 年度～31 年度）」の策定を予定し、更なる行政効率化等を目指しています。

④ 町活性化への方策

当町では、これまで住民・各種産業団体・行政と一体となった取組みにより様々なイベント（のへじ春まつり、花火大会、常夜燈フェスタ、のへじ 園まつり、停車場まつり、ずっぱど・わっかど・産業祭り、郷土の味を楽しむ会など）の開催や、その支援をしながら、地域の活性化を図っています。また、近年では、新たな産業起こしとして、「カワラケツメイ」を活用したアイスクリーム・プリン・うどんや、野辺地葉つきこかぶのカルパッチョソース等、商品の開発等も積極的に行われています。さらに、古くから貿易港として栄えた当町のシンボルとして復元北前型弁才船「みちのく丸」の譲渡を受けたことにより、観光物産施設の建設と併せて、今後、町活性化のための早期の活用施策の実施が望まれています。

また、青森県小学生スキー大会など、冬期間に開催される「スキー大会」なども町活性化へ貢献しています。

⑤ 総合的なビジョンの行使

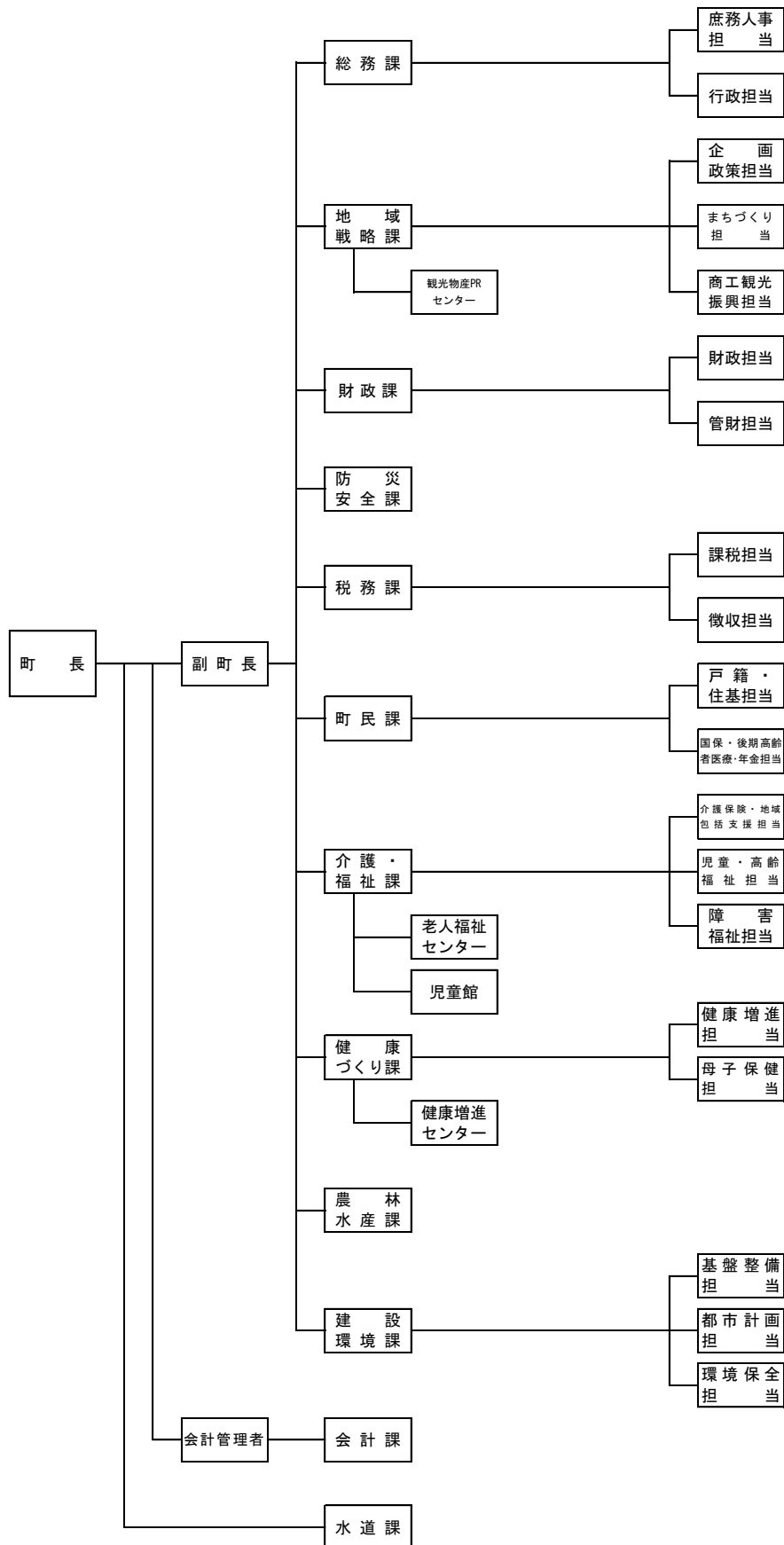
当町は、平成 27 年 3 月に、第 5 次野辺地町まちづくり総合計画後期基本計画（計画年度：27 年度～32 年度）を策定し、「はつらつとした笑顔あふれる協働のまちづくり」、「人と自然が響きあうまちづくり」、「歴史と伝統の知恵を引き継ぐまちづくり」を基本理念に定め、「笑顔あふれるまち のへじ」を町の将来像に定め、まちづくりを進めています。

また、第 5 次野辺地町まちづくり総合計画後期基本計画の下で平成 28 年度から平成 31 年度までを計画期間として策定予定の行財政改革プラン（第 4 次行財政改革大綱）ほか各種計画に沿って、各施策を進めていきます。

野辺地町行政組織図

(1) 町長部局

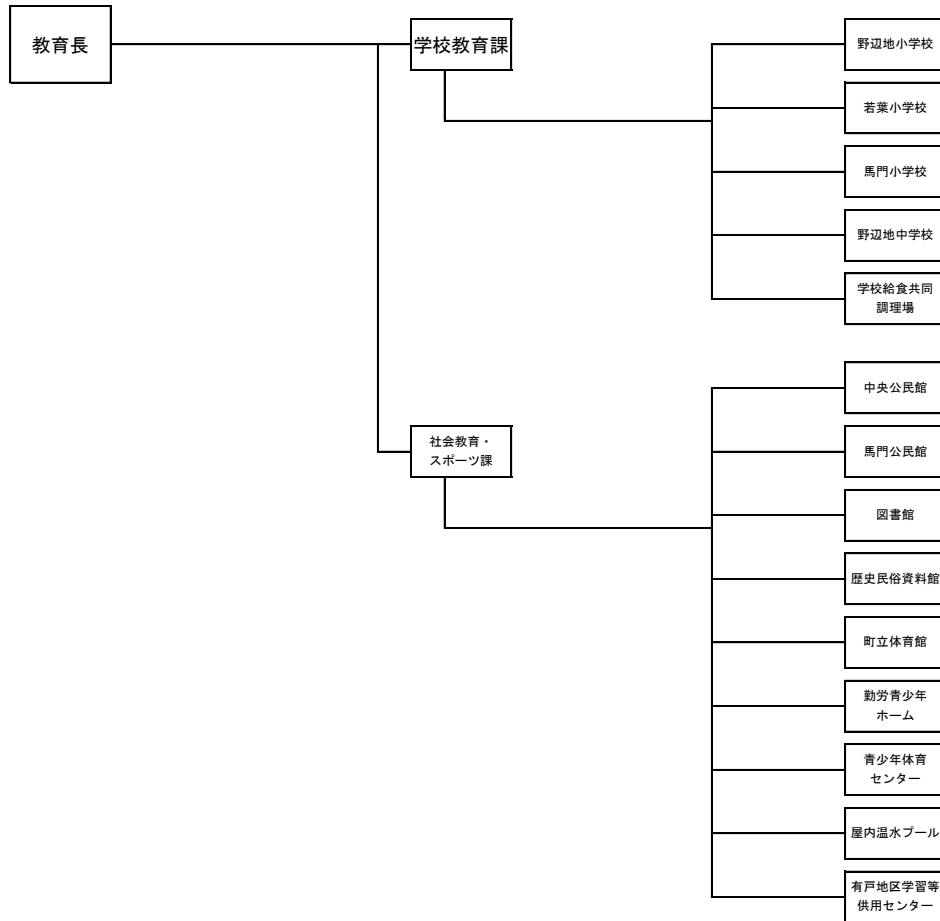
(平成27年4月1日)



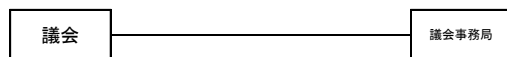
野辺地町行政組織図

(2) 教育委員会部局

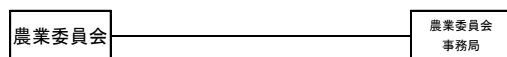
(平成 2 7 年 4 月 1 日)



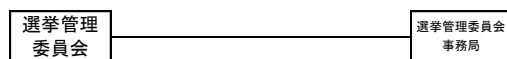
(3) 議会部局



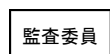
(4) 農業委員会部局



(5) 選挙管理委員会部局



(6) 監査委員部局



イ. 財 政

① 歳入の特性

a. 歳入は依存財源が主体

当町の財政状況は表 1-2 (1) のとおりですが、直近の平成 25 年度の決算における歳入総額は 75 億 7,046 万 5 千円で、前回計画策定時の平成 22 年度の 59 億 6 万 4 千円に比べ、野辺地中学校改築事業等の影響もあり、3 年間で 16 億 7,040 万 1 千円 28.3%の増加となっています。

その主な構成額は、地方交付税 21 億 7,669 万 6 千円 28.7%、国支出金 14 億 2,857 万 1 千円 18.8%、県支出金 7 億 5,053 万円 9.9%、町債 10 億 3,329 万 1 千円 13.6%となっています。

b. 歳入に占める町税の比率

平成 25 年度において町税は 13 億 2,938 万 8 千円 17.5%で、その内訳は、固定資産税 46.6%、町民税 40.7%、町たばこ税 10.6%が主なものとなっています。

② 歳出構成及び財政指標

歳出の内訳は、議会費 1.2%、総務費 13.3%、民生費 23.4%、衛生費 13.8%、労働費 0.2%、農林水産業費 1.0%、商工費 0.9%、土木費 6.1%、消防費 6.7%、教育費 27.4%、災害復旧費 0.1%、公債費 5.4%となっています。

また、経常経費は 34 億 6,596 万 2 千円、経常収支比率 93.5%、財政力指数 0.366 となっています。

平成 25 年度における地方債残高は、55 億 5,245 万 5 千円となっています。

③ 財政健全化の方策

町財政の再建への取組みについては、「野辺地町財政再建 10 カ年計画（15 年度～24 年度）」及び「野辺地町集中改革プラン（19 年度～21 年度）」を基本とする一連の行財政改革や企業誘致、さらに税等の収納率向上を図ることにより一般財源を確保してきました。また、事業の優先性や行政関与の妥当性を常に検証して、町が目指す行政改革の達成に向けて、重点的に行政資源を配分してきました。しかし、限られた自主財源での運営には厳しいものがあり、今後も自主財源確保のため町税や受益者負担金の確実な徴収が求められています。

さらに、過疎対策事業債の償還を中心とする公債費の増加、扶助費等社会保障費の増加や一部事務組合や特別会計への負担など、厳しい状況が続く見通しです。さらなる行財政改革を進めることで行財政のスリム化を図るとともに、行政運営においては徹底した効率化や効果的な運営を推進していくことが求められます。

表 1－2（１） 町財政の状況（決算）

〔単位：千円〕

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳 入 総 額 A	5,544,878	4,997,137	5,900,064	7,570,465
一 般 財 源	4,204,331	3,460,393	3,787,013	3,713,091
国 庫 支 出 金	249,111	322,401	526,186	1,428,571
都道府県支出金	497,716	477,410	667,277	750,530
地 方 債	98,900	399,300	605,978	1,033,291
うち 過 疎 債	0	0	78,300	731,300
そ の 他	494,820	337,633	313,610	644,982
歳 出 総 額 B	5,487,034	5,044,077	5,719,060	7,449,100
義 務 的 経 費	2,477,576	2,293,727	2,295,957	2,346,528
投 資 的 経 費	246,859	249,304	383,764	1,451,827
うち 普通建設事業	246,859	201,496	383,764	1,439,637
そ の 他	2,762,599	2,501,046	3,039,339	3,650,745
過疎対策事業費	0	0	78,573	1,339,360
歳入歳出差引額C(A－B)	57,844	△46,940	181,004	121,365
翌年度へ繰越すべき財源D	2,219	0	17,226	3,200
実 質 収 支 C－D	55,625	△46,940	163,778	118,165
財 政 力 指 数	0.346	0.399	0.388	0.366
公 債 費 負 担 比 率 (%)	13.8	11.6	7.8	8.0
実 質 公 債 費 比 率 (%)	－	15.4	9.0	7.7
起 債 制 限 比 率 (%)	9.6	8.0	3.0	3.8
経 常 収 支 比 率 (%)	97.7	95.5	90.8	93.5
将 来 負 担 比 率 (%)	－	－	108.9	87.6
地 方 債 現 在 高	3,722,107	3,386,339	4,290,560	5,552,455

(地方財政状況調)

ウ. 施設整備水準等

当町の公共施設については、町長部局で児童福祉・保健衛生施設（児童館、健康増進センター、老人福祉センターなど）や観光施設（森林総合センター、観光物産PRセンター、愛宕公園、海浜公園など）、コミュニティ施設、消防施設（各消防団消防屯所など）が主なものとなっています。

教育委員会部局としては、学校教育施設では小学校3校、中学校1校、学校給食共同調理場をはじめとして、社会教育施設（公民館、図書館、歴史民俗資料館など）、社会体育施設（屋内温水プール、町立体育館、運動公園など）が主に管理・整備されています。

平成 25 年度には野辺地中学校の改築を実施したほか、小学校 3 校の耐震化事業に着手しました。建築後、年数の経過により老朽化が激しい施設も多く、安全・安心のため、早期の修繕が望まれています。

この他の主要公共施設等の整備状況については、次の表のとおりです。

表 1－2（2） 主要公共施設の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	—	30.1	34.7	42.2
舗 装 率 (%)	—	—	43.5	47.2	53.2
耕地 1ha 当たり 農 道 延 長 (m)	—	—	18.8	22.6	22.5
林野 1ha 当たり 林 道 延 長 (m)	—	—	2.0	2.3	1.6
水 道 普 及 率 (%)	78.9	90.8	98.8	98.5	99.2
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	—	71.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	16.9	17.1	17.3

区分	平成 25 年度末
市 町 村 道	
改 良 率 (%)	43.5
舗 装 率 (%)	55.6
耕地 1ha 当たり 農 道 延 長 (m)	22.5
林野 1ha 当たり 林 道 延 長 (m)	1.6
水 道 普 及 率 (%)	99.2
水 洗 化 率 (%)	71.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	14.4

(公共施設状況調、水道決算資料、農林業センサス)

(4) 地域の自立促進の基本方針

第5次野辺地町まちづくり総合計画後期基本計画は、町民及び各種団体等の意見を取り入れ、6つの分野において、目指すまちづくりの基本目標を掲げています。

当町が、

- ① 産業・労働
- ② 消防・防災・減災
- ③ 教育・歴史・文化
- ④ 福祉・保健・医療
- ⑤ 生活環境・生活基盤
- ⑥ 行財政・協働

の6つの分野においてバランスの取れた地域として、自立して過疎から脱却するため、現状と課題と社会経済の動向を見据えながら、

- ① 郷土の生業（なりわい）を創る
- ② 郷土の人の生命（いのち）と暮らしを守る
- ③ 郷土をますます愛し育む「人財」を育てる
- ④ 郷土の人の身体（からだ）と心を守る
- ⑤ 郷土の住みやすさを実現する
- ⑥ 郷土づくりを進める組織とシステムを創る

の6点をまちづくりの基本目標に掲げ、町民一人ひとりが、まちづくりの担い手となって、夢のある未来を思い描きながら、豊かな自然を守りつつ、将来像「笑顔あふれるまち のへじ」の創造を目指し、自立促進へ向けて努力していくものとします。

(5) 計画期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5か年間とします。
(平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「野辺地町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として

- ①総量の適正化 保有する公共建築物の延床面積13%縮減を目標
- ②長寿命化の推進
- ③民間事業者や県・近隣自治体との連携

の3点を基本方針として掲げています。

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を同規模で維持していくことは非常に厳しい状況です。必要な行政サービス水準を考慮し、施設等の除却や統合等を行い、延床面積の縮減を目指します。併せて、既存の施設を少しでも長く利活用していくために公共施設等の定期的な点検や修繕による予防保

全に努めます。また、公共施設等に指定管理者制度を導入やP F I等、民間活力の活用も検討しつつ、青森県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。

2. 産業の振興

方針

各産業の枠を超えて知恵を出し合い、相互の連携を深め「農・工・商・観連携」の取組みを促進し、「6次産業化」を推進します。

農林水産業については、持続可能な経営を目指し、後継者及び担い手の育成・確保に努め、さらなる経営基盤の強化を図ります。

工業では、社会のトレンドとニーズを勘案し、これまでの在り方を改革（イノベーション）するとともに、特に、製造業（ものづくり）では、ICTを活用した新しいあり方を考えていきます。

商業では、空洞化が進む中心商店街の対策が急務となっていることから、今後、各種産業団体などと行政との連携、また各種の産業団体相互が連携できるようにサポートしながら、「商業の町」の再現に向けた取組みを進めていきます。

観光では、当町固有の地域資源を十分に活用する方策を考えるとともに、北海道新幹線新青森・新函館北斗間開業や高速道路（百石道路）の北伸・下北半島縦貫道路の開通など、交通体系の変容に合わせた受け入れ態勢の整備に努めます。観光業を活性化するため、新たな観光資源の開発や既存の観光資源の「ブラッシュアップ」を推進するとともに、「人」や「観光資源」同士を結び付けて付加価値と魅力を高め、体験型・周遊型や広域観光などを提案し、それらを積極的にPR・情報発信し、観光客や宿泊客の誘客に努めます。

また、山林や水などの自然環境をはじめとした地域資源を生かした新たな産業分野を生み出し、地域の活性化と、地域が持続的に発展でき、若者の定住に繋がる雇用の場の確保と質的な向上を図ります。さらには、野辺地工業団地（旧サントリー跡地）への企業誘致の実現と、雇用機会の拡大に努めます。

（1）現況と問題点

ア. 農林業

当町の農業は、春から夏にかけて吹く「やませ」による冷涼な気候で品質よく育つ「こかぶ」、「ながいも」を中心に展開されています。

ゆうき青森農業協同組合が取り扱う野菜類は、最近では10億円以上の販売額を達成しており、特に「こかぶ」は、平成24年8月に「野辺地葉つきこかぶ」として商標登録、ブランド化され、首都圏や関西方面で販売されています。

しかし、近年のTPP合意に向けた動きなど、農業を取り巻く環境には留意する必要があります。後継者不足や農業従事者の高齢化、食生活の多様化や気候変動、価格の低迷、農産物輸入の自由化や産地間競争の激化などにより、農業経営は厳しい状況に置かれています。こうしたこともあり、平成22年4月には近隣の農業協同組合等の生産団体5団体が合併し、生産・販売などの面から農業経営の強化を図っています。

一方で、農地の集約化と認定農業者・集落営農組織の育成・支援に取り組んできま

したが、将来にわたり良質な食料の安定供給と農業が持つ多面的機能が維持されていくためには、意欲ある担い手の育成・確保が課題となっています。

今後は、環境保全型農業の取組拡大や農地の流動化と集積、農地の保全、安定的な収入の確保、地産地消への取組みなど、営農の様々な課題への対応が求められています。

畜産については、飼養農家数、生産額とも減少傾向にあり、今後は、地域の特性や経営形態に応じた多様かつ合理的な経営を促進しながら、産地力の強化を図っていく必要があります。

また、林業については、近年の木材価格の低迷や山林所有者の高齢化などにより、手入れが不十分な森林が増えてきていることから、適正な森林施業に努めていく必要があります。

イ. 水産業

当町の海面漁業形態は、ホタテガイの養殖漁業を中心に、小型機船底曳網や刺網などの漁船漁業となっています。

水揚量では、ホタテガイが全体の95%以上を占め、そのほとんどが漁業協同組合を通して系統出荷され、陸奥湾の伏流水の恩恵による独特の美味しさと3年間育成した貝柱の大きさを売りにして、首都圏や関西方面をはじめ日本各地に出荷されています。

また、ナマコの出荷にも力を入れており、一時は資源の減少から漁獲量が大幅に落ち込みましたが、操業の一部制限や漁場の造成などを実施したことにより、近年は回復基調にあります。

ホタテガイ及びナマコについては、消費者が生産者情報を確認することができる「生産管理出荷情報システム（トレーサビリティシステム）」を導入しており、生產品としての付加価値の向上に努めています。

さらに、平成26年5月からは、(株)イトーヨーカ堂のプライベートブランドとして、ホタテガイでは全国初、青森県の水産品でも初の「顔が見えるお魚。」の登録、そして取引を開始し、首都圏等の店舗で販売され出荷量も向上しています。

今後は、漁場の環境保全に努めるとともに、作業の省力化・効率化や漁場整備などを推進しながら、トップセールスの実施による国内外への販路の拡大に努め、漁獲量の増大や漁家収入の増収を図っていくことが重要となっています。

一方、内水面漁業については、国策であるサケの人工ふ化放流事業は県内でも規模が大きく、重要な位置づけとなっています。

ウ. 工業

当町における製造業は、事業所及び従業員数とも減少が続いており、相対するように出荷額も減少傾向にあります。特に、事業所数のほとんどを占める従業員数29人以下の零細な事業所の減少が顕著であり、今後は、後継者の育成に努めるとともに地域資源の有効活用や高付加価値製品の開発等の取組みを促進していく必要があります。

す。その一方で、雇用創出効果の高い製造業の誘致のほか、地場製品の加工場を設置する等、町内の雇用確保や、地域内経済循環上昇に一層取り組んでいかなければなりません。

エ．商 業

当町の商店街は、町中心部を南北に縦走する国道 279 号に沿った一体に形成され、古くから周辺町村を含めた商圈の拠点としてその役割を果たしてきました。

しかし近年は、人口減少や町外への流出と景気停滞の中、また、大規模店舗進出の中において売上げの減少・収益性の悪化から脱却できないまま、少子高齢化の進展と後継者不足などにより、廃業が顕著になっており、商店会数が減少するなど商店街の衰退が一段と進んでいます。

これまで商工会を中心に、事業者に対する経営改善指導や相談体制の充実を図るとともに、商業協同組合による「のへじふれあいカード（ポイントカード）」、「共通商品券」の導入などにより購買力の流出防止に取り組んできました。

さらに、「ずっぱど・わっかど・産業まつり」、「郷土の味を楽しむ会」、「花火大会」の開催や、街コン、ドリンクラリーの開催など、商店街の活性化を図るための各種事業を展開しています。

今後は、商工会を中心に経営指導・相談の更なる充実、専門コンサルタントの招聘、専門化・高度化する消費者ニーズに的確に対応できる次代の人材の育成、接遇の向上、他産業との連携、新規創業や事業拡大の支援など、あらゆる手立てを講じ、商店街の持続的な活性化と安定した雇用の確保に取り組む必要があります。

オ．観光・レクリエーション

当町は、かつて国鉄・鉄道網において、県内の三八上北地域、下北地域及び津軽地域を結ぶ中継点として交通の要衝となっていました。しかし、平成 22 年の東北新幹線全線開業以来、県内を訪れる観光客の移動動線が大きく変容し、基点となる全国に通用するレベルの観光資源を有しない当町にとっては大きな節目となっています。

平成 25 年度に野辺地駅前に駐車場を整備しましたが、まだ当町の観光スポットの多くに大型バスの駐車スペースが十分でないことや、既存の観光資源をうまく連携・活用しきれていないことなどから、下北半島への観光ルート上にあるものの、少なからず通過されてしまうのが現状です。また、下北半島縦貫道路の開通により、中心商店街を通らず下北半島へ行くことも可能となっています。さらに、東北新幹線七戸十和田駅からの二次交通の整備が不十分であることもあり、観光客を迎え入れる体制には多くの課題が残っています。

古くから貿易港として栄えた当町のシンボルとして復元北前型弁才船「みちのく丸」の譲渡を受けたことにより、観光物産施設の建設計画と併せて、当町の観光を大きく変えるチャンスを迎え、早期の活用施策の実施が望まれています。

観光イベントとしては、のへじ 園まつり、のへじ春まつり及び常夜燈フェスタ等

が挙げられ、これらイベントの充実を図ることで誘客に努めるとともに、各種団体が開催するイベントを通して、団体間・地域間の交流も行われています。また、町民の健康づくりや憩い、交流の場、災害時の避難場所や防災空間として、愛宕公園をはじめとした 12 か所の公園・緑地・広場や、柴崎地区健康レクリエーション施設があります。今後も、貴重な自然を保全し、親しみのある魅力的な自然環境を積極的に創出・再生していく必要がありますが、一部の児童公園などでは、施設の老朽化が進み、遊具などが撤去されたままになっているため、施設の改善・充実が求められています。

しかし、平成 24 年の観光客入り込み数は平成 21 年と比べても半分以上となっており、こうした中で今後、当町の観光振興を図るため、町民と行政、関係団体などの連携をなお一層強化しながら、観光客を迎えるという全町挙げての“心のこもったおもてなし”（ホスピタリティー）の高揚に努めていくことが重要となっています。さらに既存の観光資源の有効かつ高度な活用方法を検討するとともに、新たな観光ルートの開発や観光基盤の整備・充実、効果的な情報発信などにより、交流人口の増加に努めていくことが求められています。

カ．雇用・企業誘致

当町においても、経済情勢の悪化や少子高齢化などの影響もあり、事業所の廃業や誘致企業の撤退が相次ぎ、平成 13 年に 1,096 あった事業所・企業数が平成 24 年には 721 事業所まで減少するなど、雇用力の低下や地域活力の減退が課題となっています。

これまで、県やハローワークと連携し、国の経済対策である緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別交付金事業などを積極的に活用した雇用の創出に努めてきたほか、旧サントリー跡地 108.8ha を野辺地工業団地として活用しながら企業誘致などの推進を図ってきましたが、依然として厳しい雇用情勢が続いています。

こうした中、当町の産業振興を図っていくため、時代に適合した新産業・新事業の創出や起業を促進するとともに、既存の事業所・企業の技術力・販売力などを高めていくことが課題となっています。

また、雇用の問題は、社会的に弱い立場にある層で一層深刻な状況にあることから、関係機関との連携によるさらなる就業支援の取組みが求められています。

(2) その対策

ア．農林業

農業の振興については、農地の利用集積と土地生産性の向上をめざし、優良農地の確保と耕作放棄の防止及び認定農業者・認定新規就農者の育成と後継者の確保と、各種営農組織の育成に努め、生産面においては、畜産等と連携した環境保全型農業の推進を図るとともに、生産性の高い品目の奨励と所得の安定に努めます。さらに、他業種との連携による高付加価値化や、技術指導の充実と、安全・安心な農産物づくりとブランドのさらなる確立を図ります。

また、林業の振興については、森林資源の保全・整備を図るため、関係団体と連携して、適正な保育・間伐と計画的な伐採に努めます。

イ. 水産業

水産業については、ホタテガイ等の漁獲物の安定供給と漁家収入の増収を図るため、生産の源である漁場の整備を進め、安全で安心な水産物の供給ができるよう努めるとともに、漁業後継者及び若年就業者の育成・確保に努めます。「野辺地特産活ホタテガイ」のPR活動を促進し、ブランド力の向上に努め、各種団体と連携し、新たな地場産品、加工品等の開発、販売を促進します。

ウ. 工業

工業については、工業従事者の育成を支援し、工業起業者を手厚く迎え、工業振興に努めるとともに、企業誘致を推進し、雇用の確保と、町内からの出荷額の向上に努めます。

エ. 商業

商業については、消費者ニーズの多様化に対応した事業者の自発的な取組みを支援し、新規創業の支援や人材育成に努め、町民が集える交流空間づくりや空き店舗の多目的な利用など商店街の環境整備のほか、イベント等の開催を促進します。また、地場産品開発を推進し、地域資源の有効活用や高付加価値化、地産地消による地域内経済循環を高め、人材育成に努めます。

オ. 観光・レクリエーション

観光・レクリエーションについては、北海道新幹線新青森・新函館北斗間開業や高速道路（百石道路）の北伸・下北半島縦貫道路の開通など、交通体系の変容により観光の空洞化が懸念される中、当町固有のさまざまな地域資源を有効に活用しながら、観光産業の活性化を図るとともに、観光協会を中心に町民と行政、関係団体等の連携強化による観光推進体制の充実と、積極的な情報発信に努め、近隣市町村との連携による新たな観光ルートの開発をはじめ、イベントのさらなる魅力化により、リピーターの獲得に努めます。また、近隣市町村と連携した観光ルートの開発に努めるとともに、ボランティアガイドの育成を推進するなど、ホスピタリティー向上に向けて取り組みます。

公園・緑地・広場については、暮らしに潤いとやすらぎを与え、子どものみならず、親同士のふれあいの場となるほか、余暇の充実を促すことから、公園の持つスポーツ・レクリエーション、景観形成、防災など多彩な機能を踏まえ、身近な日常生活圏の公園から基幹的な公園まで、計画的な維持管理とネットワークを図るとともに、公園の積極的な利活用を促進します。

カ. 雇用・企業誘致

企業・事業所や商店街の近代化・合理化を促進し、経営の安定化による雇用の場の確保に努めるとともに、地場産業の振興、ワークシェアリングの普及促進などにより、雇用機会の拡大に努めるとともに、若者定住対策としての居住環境整備に努めます。

また、新たな雇用の創出と定住人口の増加を図るため、野辺地工業団地（旧サントリー跡地）への企業誘致を推進し、空き店舗や空き家を活用した起業を促進するとともに、企業に対する支援の充実や情報発信に努めます。

（３）計 画

事業計画（平成２８年度～３２年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
１．産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農 業	川目地区用水路復旧	町	
	林 業	町有林造成事業	町	
	水産業	水産物供給基盤機能保全事業	県	
		野辺地地区水産生産基盤整備事業	県	
		さけ・ますふ化場施設改修事業	町	
	(3) 経営近代化 施設			
	水産業	６次産業化に向けた漁業経営基盤強化事業	町	
	(4) 地場産業の 振興			
	流通販売施設	漁業経営基盤強化事業	町	
		生産振興対策事業	団体	
	(8) 観光又はレ クリエーション	愛宕公園整備事業	町	
		あったかハウス屋根・外壁塗装改修事業	町	
		のへじ潮騒橋新設事業	町	
		ベイフロントエリア整備事業	町	
		観光物産PRセンター改修事業	町	
		柴崎地区健康レクリエーション施設改修事	町	

	業		
	烏帽子岳東屋改修事業	町	
	海水浴場整備事業	町	
過疎地域自立促進特別事業			
(1) 基盤整備			
農 業	野辺地町農業振興事業	町	
	柴崎観光牧場草地乾燥調整業務	町	
	農地集積・集約化対策事業	町	
	人・農地問題解決加速化支援事業	町	
水産業	漁業災害経営資金等利子補給費	町	
(6) 起業の促進	青年就農給付金交付事業	町	
(7) 商 業			
その他	商工会地域振興事業補助金	団体	
	のへじ花火大会実施事業費補助金	団体	
	まちなか元気事業費補助金	団体	
(8) 観光又はレクリエーション	PRセンター観光PR推進事業	町	
	あったかハウス屋根・外壁塗装改修事業	町	
	北のまほろば復興スクラム事業	団体	
	観光物産PRセンター管理委託事業	町	
	野辺地町観光協会事業補助金	団体	
	園まつり参加事業費補助金	団体	
	「じ〜の」更新・活性化事業	団体	
	みちのく丸利活用事業	町	
	都市公園施設修繕事業	町	
	烏帽子岳野営場整備事業	町	
(10) その他	地域おこし協力隊活動事業等	町	
	のへじまちおもてなし推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、産業系施設について

- ・利用者数や老朽化・耐震化の状況、関係団体等の実情を考慮して改修や配置見直しの取組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。
- ・民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

上の２点を基本方針として掲げています。これらの基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎地域対策に必要な事業を適切に実施します。また、人口減少や財政状況を見据えた効率的な事務執行方法についても検討します。

3. 交通通信体系整備、情報化及び地域間交流の促進

方針

道路などの交通体系は、町民生活や産業の基盤であり、人的・物的交流の基礎となります。また、情報通信体系は、時間や距離の制約を克服することができるものです。これらの整備により、生活の質的向上を図ります。

また、国際交流や友好都市との交流などにより、地域間交流を促進し、人・物・情報の交流を拡大していくことで、地域の自立促進につなげていきます。

(1) 現況と問題点

ア. 道路・交通網

平成 27 年 4 月 1 日現在、当町には、国道が 2 路線（4 号、279 号）、県道が 7 路線（主要地方道 1 路線、一般県道 6 路線）、町道が 367 路線あり、町道の総延長 144.2 kmのうち舗装率は 56.7%、改良率は 45.0%となっています。その他に農林道が総延長 27.7 kmあります。

地域高規格道路である下北半島縦貫道路（むつ市・七戸町間約 68 km）は、野辺地町から六ヶ所村までの約 19.5 kmが既に供用されています。現在、むつ南バイパスと横浜南バイパス、吹越バイパスの整備工事が進められており、早期の全線開通が望まれています。

当町では、これまで道路整備については、狭隘区間や未舗装区間の解消、側溝の改修、歩道の確保などを中心に整備を進めており、併せて周辺環境整備にも取り組んできました。

自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・県と連携しながら、町内外の広域幹線道路や生活道路、農林道の計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していかなければなりません。また、花や緑と調和した道路景観づくり、人に優しい道づくりなど、道路環境の質的な向上も図っていく必要があります。

イ. 雪対策

当町は、県内有数の豪雪地帯であり、冬期間の町民の安定した生活の確保に向けた対策が重要な課題となっています。

豪雪による公共交通機関への影響も大きいものがあり、幹線道路を中心に、生活道路や通学路、歩道の除雪を進めていますが、より一層の除雪体制の強化に努めていく必要があります。

また、高齢者や障がい者世帯などにとっては、屋根の雪降ろし、敷地内の除雪、特に道路除雪後の玄関前や車庫前の置き雪を取り除くことが困難になっています。このように除雪作業が困難な方々への支援には、近所の助け合いやボランティアによる支

援、そして行政が行う除雪などが必要であり、今後も互助・公助による雪対策を進めることが求められています。

雪の問題は、将来のまちづくりを考える上で非常に重要ですが、流（融）雪溝などの整備が遅れており、最終的には流末の問題なども含め、整備計画の策定が急がれます。

今後は、官民を挙げた除雪・克雪・親雪・利雪などを考慮した雪対策計画の策定と着実な実行が求められています。

ウ. 公共交通

当町の公共交通は、鉄道、路線バス及び市町村運営有償運送等で構成されています。

町内の鉄道の要となる駅は、第三セクターの青い森鉄道㈱（以下「青い森鉄道」）の野辺地駅で、同社が運行する青い森鉄道線（青森～野辺地～三沢～八戸～目時）のほか、東日本旅客鉄道㈱（以下「ＪＲ」）が運行するＪＲ大湊線（野辺地～陸奥横浜～大湊）が乗り入れています。なお、町内には、野辺地駅（青い森鉄道）、北野辺地駅（ＪＲ）、有戸駅（ＪＲ）の３駅があります。

平成 22 年 12 月の東北新幹線全線開業に伴い、ＪＲ東北本線八戸・青森駅間が青い森鉄道に移管され並行在来線となりましたが、両駅までの所要時間や新幹線との乗継時間の増大などを要因として観光客を含めた利用者数が減少しているほか、特急の停車が無くなったことや、当町最寄りの高速交通機関への接続点が東北新幹線七戸十和田駅となったことから、従来の野辺地駅がもたらした賑わいも衰えが見えます。

バスについては、十和田観光電鉄㈱と下北交通㈱の民営 2 社が、町内路線の野辺地市内線などのほか、当町と十和田市、むつ市、青森市、六ヶ所村を結ぶ路線を運行しており、他に平内町の町民バスが 1 日 1 便野辺地駅まで乗り入れしていますが、町内の一部には公共交通空白地帯がある状況です。高速バスは、国際興業㈱、弘南バス㈱の民営 2 社が、野辺地駅から首都圏までの運行をしています。

そのほか個々の事業者により、六ヶ所村の原燃関係事業所の通勤バス、野辺地西高等学校の通学バス、スーパー・薬局のお客様送迎バス等が無料で運行されており、これらで移動する方は公共交通を利用しないという地域交通の特色があります。

野辺地町地域では、人口減少、少子化による通学者の減少などにより、バス利用者の減少が続き、採算性の問題から運行便数・路線数が減少傾向にあります。

公共交通機関は、通勤・通学、買い物、通院、旅行などの重要な交通手段であり、今後は、近隣町村との調整を行いつつ、コミュニティバスや乗合タクシーなどの手法の検討を含めて、維持・確保に努めていく必要があります。

自家用車を利用することが多い町民等にとって、自宅や町から目的地に向かう交通に関しては、今は比較的良い状況ですが、これから高齢化等が進み、車を運転できない一人暮らし老人等が増えていくことが予想される社会状況の中では、将来の生活交通路線の維持は重要な課題です。

町と事業者や町民の協働により、スーパー、薬局のお客様送迎バスによるサービス

と公共交通の維持存続のバランスを図るなどし、持続可能な生活交通手段を存続していかなければなりません。

一方、観光客や出張者など、町に入ってきた方が利用できる二次交通体系は、とても貧弱な状況にあり、当町の産業・観光振興にとっても、新幹線駅からの二次交通の確保と青い森鉄道への接続等、利便性の向上が重要な課題となっています。

また、中核病院、産科、小児科への通院などについても、公共交通の確保や交通費助成により、町民移動利便を高める必要があります。

エ. 情報通信基盤

当町におけるインターネット接続サービスの状況は、市街地では光回線が導入されており、それ以外の地域でも ADSL 回線が利用でき、全域で高速通信サービスを受けることができます。また、携帯電話や情報処理端末については、山間部などを除いてほぼ全域での通信が可能となっています。

また、町民にとって最も身近なテレビ放送については、平成 23 年 7 月の地上波デジタル化に伴う難視聴対策を実施し、町内全域で視聴が可能となっています。

パソコンや携帯電話など、情報通信技術の飛躍的な発展により、私たちの日常生活も便利になっていますが、一方で、情報の地域・個人格差やプライバシーの侵害など負の側面もあります。

これらの問題に対応し、誰もが安心して便利に高度情報化社会の恩恵を享受できるよう、町民に対し情報化社会の正しい知識を伝えていくとともに、安全で適正な地域情報化社会の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

また、行政の情報化や通信基盤整備を積極的に推進し、町民サービスの向上と開かれた行政の推進に努めていく必要があります。

オ. 地域間交流

地域間交流は、相互の自治体の足りない分野を補完し、また、人づくりや地域産業振興にとっても、大きな契機になります。

平成 9 年から友好都市提携を結んでいた旧菖蒲町が平成 22 年に久喜市と合併したことから、平成 25 年 8 月 29 日、あらためて久喜市と同提携を締結しました。

今後さらに災害時の応援協定の締結等も視野に入れ、相互交流の推進と拡大を図っていくよう両市町で調整していきます。

平成 22 年 10 月 10 日には、香川県土庄町の「大坂城残石記念公園」と「愛宕公園」とを結ぶ友好公園の調印を行い、新たな交流、情報交換、特産品の PR などにより、地域の活性化が期待されています。

今後も、これまでの取組みを継続するとともに、行政主導の交流だけでなく、町民主体による交流を一層促進し、幅広い分野での交流を展開していくことが必要となっています。

また、周辺市町村との交流についても、積極的な推進を図り、連携観光等に活かし

ていきます。

(2) その対策

ア. 道路・交通網

道路交通網の充実、生活の利便性や産業の活性化のために重要となっており、町道については、円滑な交通の確保、交通安全、景観面、防災面などにも配慮しながら計画的な整備を図ります。

また、国道4号・279号や県道水喰野辺地線、馬門野辺地線、野辺地野辺地停車場線をはじめ、近隣市町村を結ぶ連結道路など、町の骨格となる国道・県道の整備を働きかけ、広域道路網の充実を促進しながら、町道支線の道路・歩道・側溝などの整備を積極的に図る必要があります。

イ. 雪対策

県内有数の豪雪地帯である当町にとって、雪対策は重要な課題となっており、冬期間の交通確保、安全確保を図るため、町民の協力のもと効率的な除排雪体制の拡充に努めます。また、流（融）雪溝の整備を検討するとともに、親雪や利雪の考え方に基づき、雪と共存するまちづくりにも取り組み、さらに、地域やボランティア組織などが行う除雪活動を積極的に支援します。

ウ. 公共交通

東北新幹線の全線開業による諸問題を解決するため、青い森鉄道の確実な運行と経営安定化を支援していくとともに、鉄道施設の有効活用と周辺施設の整備を検討し、観光との連携による活性化に努めます。また、バスについては、子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者の救済のための交通システムを検討するとともに、路線バスの維持対策になお一層努めます。

さらに、公共交通の利用者増を図るため、広報誌やホームページの活用や地域住民・町内企業とのコミュニケーションを通じたモビリティ・マネジメントの実施により、利用促進を訴えていく必要があります。

エ. 情報通信基盤

情報通信技術（ICT）を活用した積極的な情報発信を行うとともに、小学生までも含めた町民に向けた情報教育の充実や、あらゆる分野での高度利用を検討し、さらに、すべての町民が日常生活やビジネスにおいて、必要な情報を迅速かつ有効に活用し、活発な情報の送受信や交流が図れるまちづくりを進めます。

また、情報通信技術を活用した、生活の質的向上を図ることが必要です。

オ. 地域間交流

久喜市友好都市交流や土庄町友好公園交流を推進し、新しい文化や産業、流通拡大等の形成を図るとともに、既存イベントの充実と魅力化を図り、交流人口の増加につなげます。

北部上北3町村の交流を深めるため、共催イベント等により新たな産業・文化交流事業の展開を検討します。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2. 交通通 信体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1) 市町村道 道 路	船橋線（舗装新設）L=113m	町	
		中道支線1号線（舗装新設）L=50m	町	
		中道支線2号線（舗装新設）L=55m	町	
		大月平支線9号線（舗装新設）L=120m、 大月平支線16号線（舗装新設）L=45m	町	
		大月平支線13号線（舗装新設）L=180m	町	
		市内支線89号線（舗装新設）L=21m	町	
		市内支線36号線（舗装新設）L=105m	町	
		市内支線60号線（舗装新設）L=139m	町	
		市内支線92号線（舗装新設）L=86m	町	
		烏帽子岳線(B)（舗装新設）L=1,400m	町	
		八ノ木谷地1号線（舗装新設）L=59m、 八ノ木谷地2号線（舗装新設）L=32m	町	
		八ノ木谷地3号線（舗装新設）L=65m	町	
		八ノ木谷地5号線（舗装新設）L=97.5m	町	
		柴崎馬門温泉線（舗装新設）L=200m	町	
		市内支線75号線（舗装新設）L=60m	町	
		御手洗瀬・槻ノ木支線2号線（舗装新 設）L=187m	町	
		市内144号線（舗装新設）L=31m	町	
		市内支線52号線（舗装新設）L=83m	町	
		二本木・前田線（舗装新設）L=1,290m	町	

市内支線 152 号線（舗装新設） L=27m	町
馬門支線 6 号線（舗装新設） L=45m	町
淋代支線 6 号線（舗装新設） L=55m	町
松ノ木支線 6 号線（舗装新設） L=85m	町
市内支線 93 号線（舗装新設） L=50m	町
市内支線 94 号線（舗装新設） L=100m	町
中道支線 1 号線（道路改良） L=161m	町
市内支線 8 号線（道路改良） L=237m	町
市内支線 55 号線（道路改良） L=216m	町
市内支線 55・66 号線（道路改良） L=216m L=89m	町
市内支線 54 号線（道路改良） L=315m	町
鳥井平・松ノ木線（道路改良） L=365m	町
鳥井平・松ノ木線（道路改良） L=420m	町
石神裏・上川原線（道路改良） L=650m	町
馬門漁港線（道路改良） L=115m	町
陣場川原線（道路改良） L=142m	町
タラノ木支線 9 号線（道路改良） L=110m	町
八ノ木谷地 1 号線 2 号線（道路改良） L=125m	町
大月平支線 13 号線（道路改良） L=160m	町
市内支線 30 号線（側溝新設） L=165m	町
市内支線 80 号線（側溝新設） L=200m	町
松ノ木支線 2 号線（側溝新設）	町
中道支線 2 号線（側溝新設）	町
観音林脇線（舗装維持） L=429m	町
鳥井平・松ノ木線（舗装維持） L=1, 200m	町
下町・一ノ渡線（舗装維持） L=1, 730m	町
城内桜町線（側溝改修） L=592m	町
前平支線 4 号線（側溝改修） L=100m	町
石神裏・上川原線（側溝改修） L=13m	町

	(横断)		
	切明支線 1 号線 (側溝改修) L=230m	町	
	淋代線 (側溝改修) L=157m	町	
	市内 103 号線舗装 (打替え)	町	
	町道整備・測量設計事業 町道改良事業に伴う測量設計	町	
	自然災害防止事業 町道烏帽子岳線落石防止	町	
	防雪柵設置事業	町	
	野辺地駅前広場整備事業	町	
	町道路面性状調査事業	町	
橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画事業 橋梁定期点検	町	
	橋梁長寿命化修繕計画事業 獅子沢跨線橋橋梁補修	町	
	橋梁長寿命化修繕計画事業 与田川橋橋梁補修	町	
	橋梁長寿命化修繕計画事業 中渡橋ほか 3 橋橋梁補修	町	
	橋梁長寿命化修繕計画事業 新田橋ほか 2 橋橋梁補修	町	
	橋梁長寿命化修繕計画事業 響き橋ほか 3 橋橋梁補修	町	
	橋梁長寿命化修繕計画事業 烏帽子四番橋ほか 1 橋橋梁補修	町	
(2) 農道	馬門線 (路面改良) 延長 2,900m	県	
	野辺地一期 (路面改良) 延長 1,000m	県	
	有戸線 (路面改良) 延長 1,000m	県	
(6) 電気通信施設等情報化のための施設			
その他	防災等に資する wi-fi 環境整備事業	町	
(7) 自動車等			
自動車	公用車購入事業	町	
(9) 道路整備			

	機械等	除雪機械整備（4 t ダンプ）	町	
	過疎地域自立促進特別事業			
	(1) 市町村道			
	道 路	町道除雪事業	町	
		町道維持管理事業	町	
	(5) 鉄道施設等			
	その他	青い森たびショップのへじ設置事業	団体	
	(6) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線維持管理・改修事業	町	
	(7) 自動車等			
	自動車	バス路線維持費補助金	団体	
		地域公共交通網形成計画策定等事業	町	
	(10) 地域間交流	友好都市交流事業	町	
	(12) その他	都市計画基礎調査業務委託	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、道路・交通網及び橋りょうについて

- ・利用状況や地域の意向等を踏まえ、維持管理の実施計画を作成し、効率的・効果的な維持管理に取り組みます。また、突発的な財政負担を強いる対症管理型の維持管理から予防保全型の維持管理にすることで財政負担の平準化を図ります。
- ・既に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理方法を事後対策（損傷が発生してから対処）的なものから予防保全（壊れる前に対処）的なものとし、将来にわたる維持更新コストを最小化する方向に転換します。
- ・「いつ、どの橋りょうに、どのような対策が必要か」をアセットマネジメントにより的確に判断のうえ、橋りょうの長寿命化を図り、将来にわたる維持更新コストの大幅な削減を実現します。

上の３点を基本方針として掲げています。これらの基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎地域対策に必要な事業を適切に実施します。また、予防保全型の維持管理を行い、維持管理コストの最小化を目指します。

4. 生活環境の整備

方針

「東日本大震災」以降、特に重要視されてきている、防災・減災に対する取組みを推進し、その向上を図り、地域と町民の安全・安心を図るとともに、多様かつ複雑化した災害に備えた体制づくりを整えます。

こうした取組みを強化するなかで町防災計画等の修正を行い、各種の防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の充実・育成に努め、「自助」「共助」「公助」の意識を醸成します。

防犯では、関係団体と連携して防犯活動を推進し、多様化・巧妙化している犯罪の発生防止活動に努めていきます。

また、交通安全では交通弱者と呼ばれる子どもや高齢者の事故の発生を防止し、町民が安心して生活できるよう生活環境の整備に努めるとともに、悲惨な交通事故から町民を守るため、各種の啓発活動を継続的にを行います。野辺地町の地域的特性である、積雪・寒冷地という条件の下にあっても、除排雪のより一層の充実を図るとともに、空き家対策を含めて屋根雪対策や雪捨て場の確保などに努めます。また、若者等向け住宅等の整備や空き家バンク制度の活用により、U・J・Iターン者の定住を図ります。

快適な生活をおくるために必要な住宅や上下水道、生活に潤いを与える公園・緑地などの生活環境の整備に努めます。

さらに、環境保全対策や廃棄物対策なども積極的に推進していくことで、誰もが住みよい郷土・野辺地町を創造します。

(1) 現況と問題点

ア. 消防・防災

常備消防は、北部上北広域事務組合(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)により組織され、当町に消防本部が設置されています。現在、消防力強化による町民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化、基盤強化などの面で常備消防の広域化が必要なことから、上十三地域4消防本部(十和田、三沢、北部上北、中部上北)が連携し、「消防通信指令業務共同運用」及び「消防救急無線デジタル化」の整備を進め、平成28年4月からの運用開始を目指しています。

非常備消防は、消防団が1本部8分団で組織されているほか、4つの自主防災組織が活動しています。消防団については、定員が210名でほぼ充足されていますが、今後も団員の確保と育成を図るとともに、消防施設の整備・更新に努めていく必要があります。

また、救急の出動件数が増加傾向にあり、平成25年では526件と10年前と比べ100件強の増加となっており、交通事故や複雑多様化する疾病、労働災害などの発生に伴う出動要請に迅速に対応し、救命率の向上を図ることが求められています。

防災対策については、これまでに洪水・土砂災害ハザードマップの毎戸配布などによる情報提供や、防災行政無線のデジタル化、消防資機材・設備の整備など防災機能の強化を図ってきましたが、防災力を更に高めるために、災害時の防災・避難用品の備蓄等も必要となってきました。

風水害・地震災害については、平成 23 年 3 月の東日本大震災が甚大な被害をもたらしたことから、災害対策への見直しをする契機となったほか、災害対策基本法の改正に伴う、野辺地町地域防災計画の修正を行っていかねばなりません。また、災害レベルに特別警報が新設されたことから、各災害時の避難基準等の見直しが必要とされています。今後も「地域防災計画」に基づきながら、的確な災害予防と災害時の応急対策に努めていくことが重要となっています。

原子力災害については、東通原子力発電所に係る防災対策を重点的に行う地域の範囲の変更により、目ノ越地区が、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に指定されたため、平成 25 年 3 月に野辺地町地域防災計画（原子力編）を策定し、平成 26 年 3 月には、原子力災害住民避難計画を策定しました。今後も国及び県と連携し、防災訓練を行うなど災害対策に努めていく必要があります。

イ. 防犯・交通安全

社会環境の変化とともに犯罪そのものが多様化し、また、振り込め詐欺や架空請求詐欺など、その手口は悪質・巧妙化しています。さらには、犯罪の低年齢化が急速に進むとともに、携帯電話等端末の普及など高度情報化により未成年者が巻き込まれるケースも増加し社会的な問題となっています。

これまで町では、防犯協会など関係団体による全町的な組織化を図り、地域防犯活動に取り組んできました。

「犯罪のない、安全で住みよい野辺地町」の実現は町民共通の願いです。今後も、地域ぐるみで犯罪のない環境づくりを推進するとともに、防犯基盤の整備や防犯体制の充実を図っていく必要があります。犯罪の発生を防止するために、関係団体と連携し、防犯パトロールをはじめとした防犯活動の推進に努めていきます。

交通安全については、平成 8 年に全国で最初に「交通安全に関する条例」を制定し、様々な交通安全対策に取り組んでおり、交通の結節点である当町の地理性にあっても人身事故発生件数を抑えるよう努めています。今後も、交通弱者と呼ばれる子どもや高齢者を中心に交通安全意識を高める啓発活動を行っていくとともに、野辺地警察署及び交通安全関係団体と連携し、運転マナーや交通ルールを遵守するという意識の高揚に努めていきます。また、子どもたちを交通事故から守るため、幼児期からの交通安全教育の実施に力を入れていくことが求められています。

ウ. 上水道・下水道

水道は、町民の健康で文化的な生活を支えるライフラインとして、また、社会経済活動を営むうえで必要不可欠な基盤施設です。

当町の水道は、昭和 40 年に計画給水人口 17,000 人、計画 1 日最大給水量 3,400 m³ とする上水道として創設されました。その後、住宅地の拡大や人口の増加、市街地の都市化や生活様式の多様化により、水道施設を 3 次にわたり拡張し、平成元年には、計画給水人口 20,640 人、計画 1 日最大給水量 11,010 m³、平成 25 年に給水普及率 99.2% に達し、現在に至っています。

当町の主な水源は、新田地区と琵琶野地区の自噴の地下水であり、それぞれの水源地从導水管で浄水施設へ運び、浄水処理後に各家庭に給水しています。

今後も、安全な水の安定した給水を図っていくため、節水意識の啓発や、老朽施設の計画的な更新、災害時の給水体制の確保、経営の効率化などを進めていく必要があります。

また、下水道は、家庭から出る生活排水や事業所排水などの汚水を集め、処理場で微生物などの作用などを利用して分解し、きれいな水にして川等に放流する汚水処理方式です。

この他にも、集落排水、合併処理浄化槽といった汚水処理方式があります。

当町は、陸奥湾水域流域別下水道総合整備計画の関連市町村であり、この上位計画との整合を図り、平成 22 年を目標とする公共下水道計画を平成 6 年に策定し、平成 7 年に工事に着手しましたが、財政上の理由により平成 16 年から休止状態となっています。

現在は、新築住宅に合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことや、住宅改修などにより、合併処理浄化槽が普及してきていますが、汚水処理人口普及率は平成 26 年 4 月 1 日において 43.9%に留まっており、県平均の 75.2%を大きく下回っています。

陸奥湾や野辺地川水系などの公共水域の環境を保全するため、公共下水道を含めた新たな生活排水処理基本計画の策定と合併処理浄化槽の整備の促進を図っていく必要があります。

エ. 景観・環境・廃棄物

遊休農地や森林などの荒廃、多様な素材や色彩・デザインの建築・設置物の混在などは、統一のとれた落ち着いた景観形成を阻害する要因となっています。

景観行政については、これまで屋外広告物法に基づく屋外広告物規制や都市緑地法に基づく緑化の促進が中心でしたが、平成 17 年 6 月に景観法が施行され、景観行政団体の指定を受けることにより、景観地区、景観協定、景観重要建造物、景観重要樹木の設定が可能となるなど、景観形成に関する行政の権限が大幅に拡大しました。

今後、郷土・野辺地の美しい景観を未来永劫に残していくために、景観法の手法も活用しながら、町民主体の景観づくりの取り組みを一層促進していくことが重要となっています。

また、自然環境については、地球規模での環境問題となっている地球温暖化の防止が大きな課題となっており、国ではその対策に取り組んでいます。

当町においても、平成 19 年度に「地域省エネルギービジョン」を、平成 21 年度に

は「地域新エネルギービジョン」を策定し、地球温暖化の防止を基本としながら、新エネルギーの調査・研究や一般事業者の新規参入の促進を進めて、環境にやさしいまちづくりを進めています。

今後も、町民と行政が一体となり、無秩序な自然破壊を極力さけ、自然を持続的に保全し、失われた自然を回復していく取組みの推進に努めていく必要があります。

近年、循環型社会形成推進法を柱に、廃棄物処理法の改正をはじめ 3R を基調とした法体系が整備され、循環型社会の形成を目指す取組みが進められています。

当町においても、国による資源、廃棄物などの分別回収・再資源化・再利用について定めたリサイクル法の制定に伴い、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定し、可燃、不燃、ペットボトルなど 7 つに分別してごみの収集を行っています。収集された可燃ごみ、空き缶、びん、ペットボトル、粗大系ごみは北部上北広域事務組合「クリーン・ペア・はまなす」で、不燃ごみは町の「一般廃棄物最終処分場」にて処理を行っています。また、紙類は業者引渡しにより処理しています。

ごみについては、埋め立て処分するごみを限りなくゼロに近づけるゼロ・エミッションを目指し、今後も 3R を一層推進していくことが求められています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、下北地域広域行政事務組合において行われています。合併処理浄化槽の設置が進むと処理量は減少するものと見込まれますが、引き続き処理体制の効率化の検討が求められています。

オ. 住宅・宅地・定住環境

平成 22 年の国勢調査によると、当町の住宅は、一般世帯数 5,751 世帯のうち、持ち家は 4,288 世帯、公営などの借家 89 世帯、社宅・寮などの給与住宅 122 世帯、民間借家 1,043 世帯、間借 73 世帯となっています。持ち家は一般世帯の 76.4%を占め、全県平均の 70.6%、全国平均の 61.9%をとともに上回っています。

我が国では、これまで、昭和 41 年以降 8 次にわたる住宅建設 5 カ年計画に基づき、人口増に対応する住宅の充足や住宅困窮者の解消などの政策が進められてきました。

当町では敦平団地、みどりが丘団地、駅前団地、前平団地の 4 つの町営住宅に、総計 77 世帯分の住居を確保しています。

当町の住環境は、持ち家率や一世帯当たり延べ床面積などはほぼ良好といえますが、今後は、耐震性などの住宅性能や、環境・景観への配慮などの居住環境水準など、質の面を重視した住宅政策を総合的に推進していくことが求められています。また、ファミリー層や U・J・I ターン層など、新規の住宅ニーズに対応するとともに、若者定住に視点を置いて、良好な住宅・宅地の供給を誘導していくことが必要です。さらに、中心市街地の低未利用地等の有効活用を図り、日常生活に便利なコンパクトなまちづくりに努めていく必要があります。

(2) その対策

ア. 消防・防災

常備消防（広域消防）と非常備消防（消防団）が連携しながら、地域を火災や災害から守るため、防火意識の啓発や、人材の育成・確保、消防資器材の充実、初期救急救助体制の整備など、消防・救急体制の充実に努め、町民の生命・身体・財産をあらゆる災害から守るための意識の啓発を図りながら、自主防災組織の育成や、自然災害対策事業の推進などの対策を強化し、地域防災力の向上を図ります。さらに、既存の洪水・土砂災害ハザードマップのほか、地震・津波ハザードマップを作成して活用し、日頃から災害に備えた体制を整えるとともに、交通事故や複雑多様化する疾病、労働災害などの発生に伴う出動要請に迅速に対応し、救命率の向上を図ります。

イ. 防犯・交通安全

防犯体制の強化や交通安全対策の推進により、町民が安心・安全な生活をおくることのできる環境をつくります。

ウ. 上水道・下水道

安全で清浄な水を安定的に供給するため、水源の確保や水道施設の維持・充実を進めるとともに、安全で美味しい水の供給へ向け、老朽化した水道管の更新に取り組み、また、経営の効率化を図り、利用者へのサービスの向上に努め、利用者の節水意識を啓発し、限られた資源である水の有効活用を図ります。

また、下水道については、河川などの水質の保全と快適な生活環境の形成に向け、家庭や事務所などへの合併処理浄化槽設置を促進し、生活排水の適切な浄化に努めます。

現在、整備が休止状態となっている公共下水道については、財政状況を十分に勘案し、事業の検討・見直しを図り、整備再開に向け検討します。

エ. 景観・環境・廃棄物

恵まれた自然を将来にわたって守るために、自然環境の保全・再生に努めるとともに、山岳地域や陸奥湾海岸地域の活用により、自然とふれあう機会の充実を図り、さらに、不法投棄監視員等、住民と行政の協働で不法投棄の絶滅に努めます。

また、省エネルギー・新エネルギーの導入推進を図り、学校教育や地域活動などを通じて、町民一人ひとりへの地球温暖化防止と環境美化など環境保護思想の普及啓発に努めます。

さらに、廃棄物の排出をできるだけ抑制（リデュース）し、排出された廃棄物については、極力、再利用（リユース）、再生（リサイクル）を行う「循環型社会」への移行を目指し適正処理を進めます。そのために、広域で連携しながら、長期的な廃棄物処理体制の確保に努めるとともに、生ごみの堆肥化や資源リサイクル活動を積極的に促進し、排出量の削減を図ります。

オ. 住宅・宅地・定住環境

若者やU・J・Iターン者の定住促進や高齢者の住宅確保のため、町営住宅の改善・拡充を促進するとともに、空き家については、解体・撤去対策を進めるとともに、空き家バンク制度などによる有効活用を図り、定住を図ります。また、自然環境にも配慮しながら、計画的な住宅・宅地の供給と浄化槽への改修の推進などに取り組み、住居環境の改善を図るとともに、コンパクトなまちづくりを進めます。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3. 生活環 境の整備	(3) 廃棄物処 理施設			
	ごみ処理施設	ごみ処理施設改修事業（クリーンペアはまなす）	組合	
		寺ノ沢ごみ埋立地適正閉鎖事業	町	
		一般廃棄物最終処分場維持補修事業	町	
		一般廃棄物収集運搬事業	町	
		ごみ処理施設焼却灰運搬車購入事業 (クリーンペアはまなす)	組合	
		ごみ処理車両更新事業	組合	
		資源ごみ収集運搬車更新事業	町	
	(4) 火葬場	火葬場施設改修事業	組合	
	(5) 消防施設	消防団装備の整備事業	町	
		消防団車両更新整備事業	町	
		消防団無線機デジタル化整備事業	町	
		消防車両整備事業	組合	
		防火衣整備事業	組合	
		空気充填器整備事業	組合	
		消防車両（高規格救急車）整備事業	組合	
		消防署訓練棟改修事業	組合	
		消火栓撤去・新設事業	組合	

		消防署デジタル無線機導入事業	町	
		消防用備品購入事業	組合	
	(6) 公営住宅	青森県地域住宅等整備計画	町	
	過疎地域自立促進特別事業			
	(2) 下水処理施設			
	その他	浄化槽設置整備事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	寺ノ沢ごみ埋立地適正閉鎖事業	町	
		一般廃棄物最終処分場維持補修事業	町	
	(8) その他	津波ハザードマップ作成事業	町	
		地震ハザードマップ作成事業	町	
		空き家等対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、その他行政系施設（野辺地消防署(防災倉庫)、消防分団屯所等）については

- ・計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進します。また、老朽化が著しいものについては解体を検討します。

上水道施設については

- ・定期的な点検などを継続的に実施し、適切な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、長寿命化を推進することでトータルコストの最小化に努めます。また、老朽化が著しいものについては解体撤去を検討します。

廃棄物処理施設（供給処理施設）については

- ・一般廃棄物最終処分場については、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進します。

公営住宅等については

- ・既に策定した「野辺地町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、入居率や老朽化等の状況を考慮しながら、住宅の更新や統廃合を進めることにより、適正な管理戸数の維持・確保を進めます。

上のような基本方針を掲げています。これらの基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎地域対策に必要な事業を適切に実施します。また、計画的に点検・改修を実施し、長寿命化を推進します。

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

方針

少子高齢化傾向は当町でも顕著に現れており、共働きや核家族など、社会構造が大きく変化している中、町の将来を担う世代を育み、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

深刻な少子化が進む中、子育て支援の充実と子育てしやすい地域づくりに向け、小児科医師の確保の継続や、保育環境の充実、子育て支援体制の拡大を推進します。

また、健康寿命延伸のため、各種健（検）診を実施するとともに、受診後のフォロー体制の充実に努めるなど、保健活動の充実とともに医療機関や関係機関と連携した各種健康づくり事業を展開し、明るく健康で活力ある地域社会の実現に努めます。

中核病院や産科医療機関への受診などについて、通院や緊急時搬送体制の充実強化を図り、町民の利便性を高めていくことで、救急時の不安や通院等にかかる負担を減らします。

さらに、介護保険など各種制度の運用を円滑に進め、高齢者が安心して暮らせる社会となるよう、福祉、保健、医療が連携し、一体となった取組みを進めます。

（１）現況と問題点

ア. 高齢者福祉

当町における 65 歳以上の高齢者人口は、平成 27 年 7 月末の住民基本台帳で 4,622 人と総人口の 32.8%を占めています。また、将来人口推計によると、平成 32 年にはその割合が 38.0%に達し、3 人に 1 人以上が高齢者という状況になります。

介護保険事業については、平成 27 年 7 月末において、65 歳以上の第 1 号被保険者のうち、要介護・要支援認定者数は 871 人で認定率が 18.8%、また、受給者数は 723 人で、サービス別では居宅サービスが 73.8%を占めています。

急速に高齢化が進む中で、65 歳以上の要介護の認定を受けていない高齢者を介護保険が新しい総合事業で支援充実を図り、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、目指すべき姿を具体的にしながら目標を設定して、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

イ. 障がい者（児）福祉

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すという理念を掲げ、障がい者の範囲に難病等を追加することにより谷間の無い支援の提供、地域生活支援事業の拡充、福祉サービスの充実した提供を行うことになっています。

当町においても平成 27 年には障がい者支援計画の見直しを行い、「第 4 期野辺地町

障がい者支援計画」を策定し、合理的配慮の実践（全ての人々が様々な障がいに行き届いた心づかいを行う）、共生社会の実現（障がいのある人もない人も社会の仲間の一人として一緒に生活する社会の実現をめざす）、支援の拡充（障がい者への支援を増やし、自分で生活できるようにしていく）を推進します。

また、障がい児支援体制の整備及び計画相談事業所の充実を図り、計画相談の連携強化を図ります。

現状として、町内の障がい者施設が不足しているうえに、近隣市町村の障がい者施設を利用するための交通手段が十分でないために、サービスを利用できていない障がい者が多くいます。これらを解決するため、町内へ障がい者施設の誘致を進め、また町外にある障がい者施設を利用しやすい環境を整えることが求められています。

ウ. 子育て支援・児童福祉

少子化の進行は、労働人口の減少や社会経済の活力の低下、社会保障負担の増加など、様々な影響を社会に及ぼしています。

平成 42 年（2040 年）の人口を推計した日本創成会議は、出産可能な年齢の女性及び出生数の減少により消滅の可能性がある自治体も多くあると発表したことから、子育て支援等は喫緊の重要な施策であるという認識が高まっています。

当町の年間出生数を 5 年間ごとの平均でみると、平成 12～16 年は 118 人、平成 17～21 年は 96 人、平成 22～25 年は 90 人と減少しています。合計特殊出生率は、平成 20～24 年の平均が 1.46 であり、平成 15～19 年の平均 1.38 に対しては微増ながら、平成 10～14 年の平均 1.57 に比べ 0.11 ポイント低くなっています。

また、児童福祉施設は、町立児童館が 1 館と私立保育園が 5 園あり、保育園については合わせて 325 人の定員に対し、入所児童数は平成 27 年 3 月 1 日現在で 356 人となっています。今後、女性の社会進出や核家族化の増加などによりますます多様化していく保育ニーズへの対応に努めるとともに、平成 27 年 4 月創設の「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園と保育園の良いところをひとつにした「認定子ども園」の普及や、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくなどの取組みが求められています。

現在の社会状況などからみて、急激に出生数が増加する可能性は高くないものの、出産・育児に意欲のある人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、平成 22 年 3 月策定の「野辺地町次世代育成支援後期行動計画」を踏まえて平成 27 年 3 月に策定した「野辺地町子ども・子育て支援事業計画」の着実な実行による、充実した子育て環境の構築が求められています。

エ. 保健・地域福祉

我が国の平均寿命は、医学の進歩や生活水準の向上により、急速に伸びてきましたが、その一方で、運動不足や食生活の変化などから生活習慣病が増加し、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と、がんによる死亡を減少させることが急務となっています。

当町の保健事業は健康増進センターを中心に「健康のへじ 21 計画」にのっとりながら推進しており、特にメタボリックシンドローム対策に主眼を置いた特定健康診査・特定保健指導のほか、各種栄養・運動事業を展開しています。また、町民の死亡原因の一位であるがんについても、早期発見早期治療を第一に考え、がん検診とその精密検査の受診率向上が重要であると考えて取り組んでいます。

これからは、町民一人ひとりが自らの健康は自らつくるという意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが求められています。

一方、母子保健については、安全安心な出産、育児期の親子の疾病予防・健康増進と育児不安の解消、障がいなどの早期発見、虐待予防などに向け、妊婦・乳幼児健康診査や、訪問指導、健康相談、その他各種の子育て支援事業を推進しています。今後も、学校や地域との連携を一層深めながら、子どもの健全発達・発育の支援に努めていかなければなりません。

また、当町の医療体制については、公立野辺地病院のほか民間の病院・診療所が 5 か所、歯科診療所が 8 か所あります。救急医療については、初期救急医療は公立野辺地病院、十和田市立中央病院が、救命救急医療は青森県立中央病院が担っています。

町内に産科医療機関がなく、また総合病院小児科も夜間の対応ができないことから、町民の不安が増しています。この産科と小児科については青森県全体の医師数が少ないことにより、県全体においての医師確保対策と配置体制が進められており、地域でも実情に沿った対策が求められています。

高齢化に伴い医療需要がますます高まるなか、身近な地域で安心して医療が受けられる体制を確保するとともに、近隣の医療機関との一層の連携強化を図っていくことが求められています。

また、地域での人間関係の希薄化をはじめ、少子高齢化の進展、世帯人員の減少など、社会構造の変化により、高齢者や障がい者、子どもを家族や地域社会で支える力が弱まっています。一方、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が求められています。

当町では社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、ボランティア団体、小・中・高等学校、幼稚園・保育園、地域住民などが連携して地域福祉活動に取り組んでいます。

また、今後もこれらの活動を通じて福祉の心を育み、温かな地域のつながりを大切にする、誰もが地域で安心して暮らせる風通しのよいまちづくりを推進することが求められています。

(2) その対策

ア. 高齢者福祉

高齢者福祉については、高齢化の進展によりますます重要になってきています。

高齢者が、住み慣れた身近な地域で心身ともに健康ではつらつと暮らしていけるよう、介護保険制度改正への的確な対応と生活支援の積極的な展開を図るとともに、高齢者自身の健康管理意識の高揚を促進し、高齢者の社会参加や老人クラブ活動などを支援するとともに、買い物協力や配達サービスなどに手を差し伸べ、生きがいに満ちた高齢化社会を目指します。

イ. 障がい者（児）福祉

障がい者（児）福祉については、障がいがあっても、住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、福祉サービスや就労支援など、障がい者の自立生活への支援を強化し、ボランティアとの交流事業を推進するとともに、学習や交流などの場の充実や、ユニバーサルデザインのまちづくりなど障がい者（児）が社会参加しやすい環境づくりを推進します。

ウ. 子育て支援・児童福祉

深刻な少子化が進む中、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現が必要です。

そのため、保育サービスの充実により、男女が共に子育てへ積極的に参画できる社会環境づくりを推進し、子育て不安の解消を図るため、町内の保育園に併設されている子育て支援センターの機能強化に努め、世代間交流の促進や、安全に伸び伸びと遊べる場の確保など、子どもが健やかに安心して育つ環境づくりを進め、また、放課後児童クラブの充実など、児童の安全で健やかな育成を図ります。

エ. 保健・地域福祉

保健・地域福祉については、町民一人ひとりの心身の健康に対する関心を高め、健康維持・増進や疾病予防・早期発見、さらには生まれてくる子どもたちの健やかな成長のため、食育の推進と乳幼児から高齢者までの保健サービスの充実を図り、あらゆる機会をとらえて生涯を通じた住民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、特定健診及びがん検診の受診率と保健指導実施率の向上に努めます。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人福祉センター屋上防水工事	町	
	過疎地域自立促進特別事業			
	(1) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	生活支援ハウス運営事業	町	
		ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	町	
		要援護者除雪対策事業	町	
		外出支援サービス事業	町	
		社会福祉協議会活動補助事業	町	
		民生児童委員協議会活動補助事業	町	
	(3) 児童福祉施設 保育所	多子世帯保育料軽減事業	町	
		地域子育て支援センター事業	町	
		延長保育事業	町	
	(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設	重度心身障害者医療費助成事業	町	
	(6) 母子福祉施設	すこやか医療費給付事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		乳幼児医療費助成事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センタ	メタボリック症候群予防事業	町	

	一			
		こころの健康づくり事業	町	
		妊婦交通費助成事業	町	
		マタニティサロン	町	
		特定健診特定保健指導強化推進事業	町	
		6ヶ月児・10ヶ月児・1歳児健診・ みんなのこども相談	町	
		保健福祉施設快適環境維持事業	町	
	(9) その他	高額療養費管理システム改修事業 (国保会計繰出)	町	
		放課後児童健全育成事業	町	
		自治会敬老会開催事業	町	
		生きがづくり拠点運営事業	町	
		地域生活支援事業	町	
		通院時タクシー利用料金助成事業	町	
		障害児施設措置費（給付費等）	町	
		障害者自立支援医療費	町	
		高齢者等コミュニティ支援事業	町	
		高齢者入浴サービス助成事業	町	
		保健福祉施設改修事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、福祉系施設について

- ・（児童館について）児童数の推移を見据えつつ、更新や用途廃止を検討します。施設の更新などにあたっては集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。
- ・（その他の福祉系施設について）人口減少に伴う、利用需要の変化や地区の実情を考慮して施設のあり方を検討します。

上の２点を基本方針として掲げています。これらの基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎地域対策に必要な事業を適切に実施します。また、今後の人口減少を見据え、施設の集約や複合化等、施設のあり方の検討をします。

6. 医療の確保

方針

中核病院や産科医療機関への受診などについて、通院や緊急時搬送体制の充実強化を図り、町民の利便性を高めていくことで、救急時における不安や通院等にかかる負担を減らします。

(1) 現況と問題点

ア. 医 療

当町の医療体制については、公立野辺地病院のほか民間の病院・診療所が5か所、歯科診療所が8か所あります。救急医療については、初期救急医療は公立野辺地病院、十和田市立中央病院が、救命救急医療は青森県立中央病院が担っています。

町内に産科医療機関がなく、また総合病院小児科も夜間の対応ができないことから、町民の不安が増しています。この産科と小児科については青森県全体の医師数が少ないことにより、県全体においての医師確保対策と配置体制が進められており、地域でも実情に沿った対策が求められています。

高齢化に伴い医療需要がますます高まるなか、身近な地域で安心して医療が受けられる体制を確保するとともに、近隣の医療機関との一層の連携強化を図っていくことが求められています。

(2) その対策

ア. 医 療

町民が安心して医療サービスが受けられるよう、公立野辺地病院をはじめとした町内外の医療機関との連携強化、通院に係る交通手段の整備、救急キット等による救急時のスムーズな搬送体制等、町民が安心して医療を受けることができる体制づくりに努めます。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5. 医療の 確保	(1) 診療施設 病 院	直営診療施設整備事業 救急医療システム整備運営事業	組合 県	

		電子カルテ機器更新事業	組合	
	過疎地域自立促進特別事業			
	(1) 診療施設			
	病 院	北部上北広域事務組合負担金（公立野 辺地病院） 医師確保対策事業負担金	組 合 県	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

町では医療に係る施設を保有していない状況です。

7. 教育の振興

方針

町の将来を担う子どもたちの育成は、当町にとって重要な課題です。

そのためには、学校・家庭・地域社会が連携、協働して子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりが望まれており、学校教育、社会教育、文化、スポーツとこれまでの取り組みを継承しつつ、発展させていくことに努めていきます。

当町では、平成 26 年度に策定した「第 2 期野辺地町教育振興基本計画」の下、郷土をより一層愛する心を育み、次世代の町を担い、国内外で活躍できる「人財」を育成するため、家庭教育の推進、社会教育・スポーツを通じた心身ともに健康な人づくり・地域づくりを目指し、また、安心安全できる教育環境の実現を図るため、教育施設の耐震化及び改修を進めます。

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

当町には、私立幼稚園が 1 園のほか、小学校が 3 校、中学校が 1 校ありますが、少子化により各小学校とも 1 学年 1 クラスが目立ち、馬門小学校においては複式学級を余儀なくされています。

学校教育においては、子どもたちが、郷土・野辺地町に誇りを持ち、社会の中で自立するための力を身に付け、国内外で活躍できる人財として成長できるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」これら 3 つの調和がとれた育成を重要な教育課題としています。

また、当町の豊かな自然や伝統・文化を活かした学習を取り入れながら、子どもたちが郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒の育成が重要です。

イ. 社会教育・スポーツ

近年、少子高齢化や核家族化など社会情勢が著しく変化する中で、国では平成 18 年に教育基本法を全部改正しました。改正後の教育基本法では、「家庭教育」という条文が新たに加わるなど、子どもたちの教育において学校に偏ることなく家庭や地域においても育む環境づくりが望まれるようになりました。

当町では、教育の現状と課題について、平成 20 年の「野辺地町における人づくりに関する答申」を踏まえ、平成 21 年に「野辺地町教育振興計画」を策定して、各種講座・レクリエーション活動のほか、毎月 20 日を「ふれあい教育の日」、「家族ふれあい読書デー」として定め、家庭教育の充実に努めています。

また、心身ともに健康であることは、人づくりの基盤をなすものであり、体育・スポーツ活動によって、体力の向上や健康増進など健やかな心身を育むための活力が生

まれ、そのスポーツ活動の感動からは豊かな心が育まれます。体育・スポーツ分野がもつ教育の特性を活かしながら、次代を担う人財を育成し、人と地域づくりを進めていきます。

幼児期の教育は、人間形成の基礎を培う上で果たす役割は大きく、少子化などの影響から年々就園児数が減少している中であっても、個々を大切に健やかな成長を促すためにも重要な教育段階です。

親が日々の家庭教育の大切さに関心を持ち、正しく理解していくよう促していくとともに、子どもたちが地域の人や自然とふれあう機会の拡大に努めていくことが必要となっています。

今後も家庭教育力向上を支援するとともに、学校・家庭・地域が協働し、地域全体で郷土・野辺地町を知り愛する人財を育み、まちづくりを展開できるリーダーを創る環境づくりを進め、社会教育・スポーツ全体の更なる向上を目指します。

(2) その対策

ア. 学校教育

子どもの将来にわたる人格形成や学力の習得にとって、学校教育は極めて重要であり、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲を育むため、基礎的な学力・応用力の定着や生活習慣の習得を基本に、情報化、国際化など急速な社会の変容に柔軟に対応できる特色ある学校教育を推進します。また、社会活動などを通じ、自主性と創造性を育み、個性を活かす教育の推進に努めるとともに、家庭・地域・学校の十分な連携のもと、地域全体で子どもの健全な育成と心の教育の推進を図り、さらに、適正規模校への統合や安全安心な学校、給食提供環境等の整備推進、通学手段の確保など教育環境の充実に努め、スクールサポーターやALTの継続的な配置などにより教育内容の充実に努めます。

イ. 社会教育・スポーツ

すべての町民が、それぞれの年代や生活スタイルに応じて、多様な学習活動や文化活動、スポーツ活動などに組み込み生活を楽しむことは、健康で文化的な住民生活を過ごすうえで重要です。そのため、生涯学習支援体制の充実に図り、郷土・野辺地町を知り愛する人財を育み、地域を支える人財の育成に努めます。

また、既存の社会教育・スポーツ施設、設備については、建て替え、必要な維持改修等を行い、安全な施設利用環境を確保します。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6. 教育 の振興	(1) 学校教育 関連施設			
	校 舎	統合小学校新築事業	町	
		野辺地小学校床改修事業	町	
		若葉小学校梁型改修事業	町	
	屋内運動場	各小中学校講堂天井耐震化事業	町	
	屋外運動場	野辺地中学校グラウンド改修整備事業	町	
	スクールバス ・ボート	スクールバス更新事業	町	
	給食施設	調理場機械・器具整備事業	町	
		給食センター改修事業	町	
		給食配送車更新事業	町	
	その他	小・中学校情報教育推進事業	町	
		小・中学校教育用コンピュータ整備事業	町	
		町内小学校エアコン設置事業	町	
		町内小学校トイレ洋式化事業	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	馬門公民館非常用照明修繕工事	町	
		中央公民館改修・更新事業	町	
	集会施設	社会教育施設改修事業：勤労青少年ホーム修繕工事	町	
		社会教育施設改修事業：有戸学習等供用センター屋根改修工事	町	
		米内沢児童公園整備事業	町	
		木明地区農作業管理休養施設改修事業	町	
	体育施設	体育施設改修事業：町立体育館駐車場舗装修繕工事	町	
		体育施設改修事業：町立体育館改修工事	町	

	体育施設新築事業：町立体育館新築工事 体育施設改修事業：野辺地町運動公園 内改修工事 体育施設改修事業：柔剣道場改修事業 野辺地町運動公園管理棟等修繕工事 屋内温水プール設備等改修工事 屋内温水プール外壁等改修工事 屋内温水プールトレーニング機器更新 事業 体育施設改修事業：青少年体育センタ ー室内壁修繕工事 体育施設改修事業：青少年体育センタ ー屋内壁、外壁修繕 新総合体育館建設事業 図書館 図書館環境改善整備事業 その他 資料館外壁・防水改修工事 スキー場ナイター設備改修事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
過疎地域自立促進特別事業			
(1) 学校教育 関連施設 スクールバス ・ボート (3) 集会施設、 体育施設等 体育施設 図書館 (5) その他	スクールバス運転業務委託 社会体育施設備品更新事業 町立体育館基本計画策定事業 新総合体育館建設事業（基本設計） 屋内温水プールトレーニング機器更新 事業 学校図書館システム整備事業 図書館デジタル化等推進事業 エネルギー教育備品等整備事業 スクールサポーター事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	

	小・中理科等教育設備整備事業	町	
	小・中学校地域間交流事業（楽器購入を含む）	町	
	学校行事等支援事業	町	
	英語で元気なまちづくり事業	町	
	まちづくり A L T 事業	町	
	教育指導主事配置事業	町	
	社会科副読本編集事業	町	
	小学校統合準備委員会設置事業	町	
	私立幼稚園就園奨励費補助金	町	
	中学生のための「礼儀作法読本」	町	
	教育施設安全安心充実事業	町	
	教育振興計画改訂業務	町	
	学力向上専門員配置事業	町	
	野辺地町教育振興会助成事業	町	
	教育 ICT システム構築事業	町	
	教育相談室設置事業	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、学校教育系施設については

- ・ 学校施設の小学校 3 校について、将来の児童生徒数や社会環境の変化により、学校の適正規模・適正配置を検討します。
- ・ 学校給食共同調理場は、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を推進します。

生涯学習系施設については

- ・（町民文化系施設及び図書館について）利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や配置見直しの取組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化も含めて検討します。
- ・ 民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

スポーツ・レクリエーション系施設については

- ・ 利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や配置見直しの取組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を

進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。

- ・民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

上のような基本方針を掲げています。これらの基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎地域対策に必要な事業を適切に実施します。また、社会環境の変化や地域の実情等を考慮しつつ公共施設の改修や集約化、他の機能の施設との複合化も含めて検討を行います。

8. 地域文化の振興等

方針

地域に根ざした歴史、文化、民俗などを保護、活用し、地域の素晴らしさを後世に伝えます。また、地域の誇りと素晴らしさを内外に発信できる「人財」を育成します。

(1) 現況と問題点

ア. 歴史・文化・芸術

当町の歴史民俗資料館には、重要文化財の「板状立脚土偶」「赤漆塗木鉢」など、遺跡からの出土品をはじめ、町の考古・歴史・民俗などに関する様々な歴史的資料が展示・保存されています。

また、町内には、鎌倉時代に制作され、昭和33年に県重宝に指定された「木彫阿弥陀如来立像」をはじめ、「常夜燈」、「藩境塚」、「のへじ 園まつり」など、固有の歴史や伝統が息づく、有形・無形の文化財が残されています。

少子高齢化の進展や時代の変化とともに、次第に民俗芸能の伝統は薄らぎつつありますが、一方では各種の歴史研究団体や文化財保護団体の萌芽えがみられます。

歴史に培われてきた伝統文化を継承していくとともに、新たな文化の創造につながる町民の文化活動を促進していくことが求められています。

(2) その対策

ア. 歴史・文化・芸術

時代を経て現代に残されている古代からの遺跡や遺物、また、常夜燈や野辺地防雪原林、園まつりなど貴重な有形・無形の歴史・文化財等を保護し、後世に伝えます。

また、音楽や演劇鑑賞などの文化・芸術活動を積極的に進めるとともに、文化・芸術活動の指導者・団体を育成し、当町の文化的発展を図ります。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7. 地域文化の振興等	(1) 地域文化施設等			
	その他	一里塚保全整備事業	町	
	過疎地域自立促進特別事業			
	(1) 地域文化			

	施設等			
	その他	重要文化財土偶レプリカ製作事業 赤漆塗木鉢他保存修理	町 町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、生涯学習系施設（歴史民俗資料館）について

- ・利用者数や老朽化・耐震化の状況、地区住民や関係団体と協議をしながら改修や配置見直しの取組みを進めます。老朽化した施設の更新などにあたっては、集約化を進めることや他の機能の施設との複合化を検討します。
- ・民間活力の導入と併せて、効率的な施設の維持管理・運営を図り、継続的な利活用を推進します。

上のような基本方針を掲げています。これらの基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎地域対策に必要な事業を適切に実施します。また、社会環境の変化や地域の実情等を考慮しつつ公共施設の改修や集約化、他の機能の施設との複合化も含めて検討を行います。

9. その他地域の自立促進に関し必要な事項

方針

急速に進む人口減少と少子高齢化の中、郷土・野辺地町を維持・存続させ、運営していくために、町民や各種団体と行政が協働してまちづくりを推進する必要があります。町は、協働の重要性と実用性などを啓発することで、町民や各種団体がそれぞれの役割に応じて協働に参加する環境や条件を向上するように努めます。町民は、それぞれの地域で「まちづくり」に参加することで、地域コミュニティの強化を図るとともに、郷土・野辺地町のまちづくりを進めます。

地域づくりや「まちづくり」には男女が共同して参加することが肝要です。そのためには、これまで以上に、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供を推進し、そのための環境づくりやシステムづくりに努めます。また、男女共同参画の基盤となる「ワーク・ライフ・バランス」の推進にも努めます。

当町は、財政健全化に引き続き取り組んできたものの、依然として厳しい財政状況にあります。こうしたなかでは、行政サービスの提供にも限りがあり、町民も時として不満を抱くこととなるかも知れません。行政もそうしたことをわが事と受け止め、さらなる行財政改革を進めることで行財政のスリム化を図るとともに、行政運営においては、徹底した効率化や効果的な運営を推進し、事業の「選択と集中」により財源の重点配分を行っていきます。

(1) 現況と問題点

ア. 行財政

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、今後、国を挙げて地方の人口減少抑制と地域活性化の施策に取り組んでいくことになりました。

町でも「地方創生」に取り組むため、総合戦略を策定し、効率的に国の支援を受けるとともに、自立、創生に向けた行財政基盤づくりが求められています。

これまで、地方分権への大きな流れのなかで、町では、組織機構の整理、施設の廃止、公共施設の管理の一元化、情報の公開、職員倫理の徹底などの改革を進めてきました。

また、町財政の再建への取組みについては、町民や議会・職員などの協力を得て効率化に努めてきました。しかし、東日本大震災による町税収入の落ち込みからの回復は緩やかであり、地方交付税も平成 22 年度に一旦は大幅に復元されたものの以後減少が続き、厳しい状況にあります。一般財源の収入見通しは今後も厳しい状況と予測され、自主財源確保のために町税や受益者負担金の確実な徴収が求められています。一方、歳出は過疎対策事業債の償還を中心とした公債費の増加、扶助費等社会保障費の増加や一部事務組合や特別会計への負担の増加など、厳しい状況が続く見通しのため、財政健全化に向けた継続的な取組みが求められています。

イ. 広域行政

新たな高速交通機関の整備などに伴う町民の生活圏の拡大や生活・文化ニーズの高度化・多様化や地方創生の実現の推進などにより、広域行政が担う役割はますます重要になっています。

当町は、隣接する横浜町、六ヶ所村との2町1村で組織される「北部上北広域事務組合」に、消防業務をはじめ、病院、一般廃棄物焼却場、斎場、福祉施設の運営等を共同処理させており、消防業務に関しては、上十三地域4消防本部（十和田、三沢、北部上北、中部上北）により、平成28年4月からの消防指令業務共同運用の開始を目指して、デジタル指令台設備等の共同整備を進めています。

そのほか、「下北地域広域行政事務組合」においてし尿処理を、「上北地方教育・福祉事務組合」において一部の社会教育や社会福祉分野の事務事業を、また県内全市町村による「後期高齢者医療広域連合」において医療保険事務を、それぞれ共同処理しています。

平成24年10月には、「上十三・十和田湖広域定住自立圏」の形成協定締結がなされ、その下、中心市である十和田市及び三沢市はもとより、近隣町村とも連携・協力しながら、人口定住を図ることとなりました。

今後も、広域的な行政課題に対応していくため、既存の広域行政組織も活用しながら、事務事業の共同化や連携強化を図り、スケールメリットを見出していくことが求められています。

ウ. 男女共同参画

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を指します。

「男女共同参画社会基本法」の制定、それを受けた「青森県男女共同参画推進条例」の制定から15年近く経過し、男女共同参画を推進するための取り組みがなされてきましたが、依然として、性別による役割分担意識や社会経済条件の格差が存在しています。

女性の意識、価値観、ライフスタイルの多様化が進むとともに、職場や学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍が顕著になる中、当町においても「男女共同参画基本計画」に基づき、総合的に施策を実施していきます。

エ. 町民との協働

少子・高齢化や過疎化の進行などとともに町民ニーズの高度化・多様化に対応していく中で、行政の経営資源が縮小し、これまでの公共的サービスのすべてを行政が担うことが困難となってきました。また、地方分権改革の推進に伴い、これまで以上に地域の自主性・自立性が求められています。

こうした社会変化の中で自治体経営の維持・効率化を図っていくため、町民と行政が相互に連携・協力し合い、地域課題を解決していくことが重要となってきます。

今後はこれまで以上に、町民参画の基本となる広報・広聴活動の充実と積極的な情報公開に努めながら、まちづくりに対する町民の参画・参加を推進していきます。

(2) その対策

ア. 行財政

厳しい財政状況の中、地方分権や町民ニーズの多様化に対応した行政運営を図るため、行政組織の改廃や事務事業の見直し、職員の意識改革や政策立案能力の向上、民間活力の導入などを積極的に推進し、効果的・効率的な行政運営に努め、また、財政については財源の確保のため町税の徴収率向上を図るとともに、経常経費の削減、財源の重点配分などに努め、健全な財政運営を推進します。

イ. 広域行政

広域的な行政需要の拡大に対応するため、さまざまな分野での連携を進め、広域事業の拡大を図るとともに、既存の広域事業の効率化を推進します。

また、広域連携化により地域における行政サービスが低下しないよう、きめ細かなサービスの提供の確保に努めます。

ウ. 男女共同参画

男女共同参画社会の実現のため、各種勉強会を継続して開催するなど、意識づくりに取り組むとともに、女性の就業環境の整備など、女性が町行事や社会活動に参加できる環境づくりにも取り組みます。

エ. 町民との協働

人口減少や少子高齢化により、地域力の素となるマンパワーや行政経費に充てる税収が減るなど、当町の運営がますます厳しくなっていくと予想される中で、町、各自治会、各種団体それぞれが連携を密にし、町民との協働による行政施策や各種情報の共有化を強化します。また、まちづくりを担う人財を発掘するため、勉強会や視察研修等を積極的に開催し、まちづくりのリーダーを育成するよう努め、また、コミュニティ活動の充実・活性化を促進し、町民相互の連帯感の形成を図ります。

(3) 計 画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9. その他 地域の自立 促進に関し 必要な事項	過疎地域自立促進特別事業			
		職員実務研修事業	町	
		協働のまちづくり推進事業	町	
		公共施設等環境整備事業	町	
		徴収嘱託員雇用事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、行政系施設については、

- ・(庁舎等について) 本庁舎は、災害時の防災拠点となることを踏まえ、早期に「新庁舎建設基本計画」を策定し、建替えを検討します。

上の1点を基本方針として掲げています。この基本方針に基づき、整合性を図りながら、庁舎の建替えを検討します。

10. これまでの過疎対策の実績

平成22年度から平成26年度までの期間に実施された過疎対策事業は下表のとおりであり、地域振興・活性化などを目指して各種施設整備を積極的に行ってきました。また、ソフト事業についても、発行限度額を目安として計画を立て、町民が安全・安心に暮らせる環境づくりを進めています。

(単位：千円)

年度	総事業費	うち過疎対策事業債	過疎対策事業債を活用した主な事業
H 2 2	6 1 0, 3 2 2	7 8, 3 0 0	町道改良等事業 74,636 バス路線維持対策費補助金 9,047
H 2 3	2 4 7, 7 1 4	2 3 7, 2 0 0	中学校改築事業 64,181 町道改良等事業 62,718 スキー場圧雪車購入事業 21,630
H 2 4	6 2 8, 8 7 4	2 0 6, 0 0 0	中学校改築事業 400,445 町道改良等事業 93,501 社会教育・体育施設改修事業 47,944
H 2 5	1, 2 9 2, 1 8 8	7 1 2, 5 0 0	中学校改築事業 1,039,611 町道改良等事業 61,736 駅前広場整備事業 41,445 高規格救急車導入事業 36,377 野辺地病院改修事業負担金 35,332
H 2 6	9 0 1, 2 4 8	4 6 4, 9 0 0	中学校改築事業 570,031 消防通信指令整備費負担金 141,387 町道改良等事業 33,894 駅前広場整備事業 33,306 野辺地病院改修事業負担金 24,977 小学校耐震化事業 20,661
計	3, 6 8 0, 3 4 6	1, 6 9 8, 9 0 0	

(添付資料)

【再掲】事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 産業の 振興	(1) 基盤整備 農 業	野辺地町農業振興事業	町	
		柴崎観光牧場草地乾燥調整業務	町	
		農地集積・集約化対策事業	町	
		人・農地問題解決加速化支援事業	町	
	水産業	漁業災害経営資金等利子補給費	町	
	(6) 起業の促進	青年就農給付金交付事業	町	
	(7) 商 業 その他	商工会地域振興事業補助金	団体	
		のへじ花火大会実施事業費補助金	団体	
		まちなか元気事業費補助金	団体	
	(8) 観光又はレ クリエーション	PRセンター観光PR推進事業	町	
		あったかハウス屋根・外壁塗装改修事業	町	
		北のまほろば復興スクラム事業	団体	
		観光物産PRセンター管理委託事業	町	
		野辺地町観光協会事業補助金	団体	
		園まつり参加事業費補助金	団体	
		「じ～の」更新・活性化事業	団体	
		みちのく丸利活用事業	町	
		都市公園施設修繕事業	町	
		烏帽子岳野営場整備事業	町	
	(10) その他	地域おこし協力隊活動事業等	町	
		のへじまちおもてなし推進事業	町	
2. 交通通	(1) 市町村道			

信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	道 路	町道除雪事業 町道維持管理事業	町 町	
	(5) 鉄 道 施 設 等			
	その他	青い森たびショップのへじ設置事業	団体	
	(6) 電気通信 施設等情報化 のための施設			
	防災行政用 無線施設	防災行政無線維持管理・改修事業	町	
	(7) 自動車等			
	自動車	バス路線維持費補助金 地域公共交通網形成計画策定等事業	団体 町	
	(10) 地域間交 流	友好都市交流事業	町	
	(12) その他	都市計画基礎調査業務委託	町	
3. 生活環境の整備	(2) 下 水 処 理 施設			
	その他	浄化槽設置整備事業	町	
	(3) 廃 棄 物 処 理施設			
	ごみ処理施設	寺ノ沢ごみ埋立地適正閉鎖事業 一般廃棄物最終処分場維持補修事業	町 町	
	(8) その他	津波ハザードマップ作成事業 地震ハザードマップ作成事業 空き家等対策事業	町 町 町	
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高 齢 者 福 祉施設			
	老人福祉 センター	ほのぼのコミュニティ21 推進事業 要援護者除雪対策事業 外出支援サービス事業 社会福祉協議会活動補助事業	町 町 町 町	

		民生児童委員協議会活動補助事業	町	
	(2) 介護老人 保健施設	生活支援ハウス運営事業	町	
	(3) 児童福祉 施設			
	保育所	多子世帯保育料軽減事業	町	
		地域子育て支援センター事業	町	
		延長保育事業	町	
	(5) 障害者福 祉施設			
	障害者支援 施設	重度心身障害者医療費助成事業	町	
	(6) 母子福祉 施設	すこやか医療費給付事業	町	
		子ども医療費助成事業	町	
		乳幼児医療費助成事業	町	
	(7) 市町村保 健センター及 び母子健康包 括支援センタ ー	メタボリック症候群予防事業	町	
		こころの健康づくり事業	町	
		妊婦交通費助成事業	町	
		マタニティサロン	町	
		特定健診特定保健指導強化推進事業	町	
		6ヶ月児・10ヶ月児・1歳児健診・みんな のこども相談	町	
		保健福祉施設快適環境維持事業	町	
	(9) その他	高額療養費管理システム改修事業(国保 会計繰出)	町	
		放課後児童健全育成事業	町	
		自治会敬老会開催事業	町	
		生きがいづくり拠点運営事業	町	
		地域生活支援事業	町	

		通院時タクシー利用料金助成事業 障害児施設措置費(給付費等) 障害者自立支援医療費 高齢者等コミュニティ支援事業 高齢者入浴サービス助成事業	町 町 町 町 町	
5. 医療の 確保	(1) 診療施設 病 院	北部上北広域事務組合負担金(公立野 辺地病院) 医師確保対策事業負担金	組 合 県	
6. 教育の 振興	(1) 学校教育 関連施設 スクールバス ・ボート (3) 集会施設、 体育施設等 体育施設 図書館 (5) その他	スクールバス運転業務委託 社会体育施設備品更新事業 町立体育館基本計画策定事業 新総合体育館建設事業(基本設計) 屋内温水プールトレーニング機器更新事 業 学校図書館システム整備事業 図書館デジタル化等推進事業 エネルギー教育備品等整備事業 スクールサポーター事業 小・中理科等教育設備整備事業 小・中学校地域間交流事業(楽器購入を 含む) 学校行事等支援事業 英語で元気なまちづくり事業 まちづくりALT事業 教育指導主事配置事業 社会科副読本編集事業	町 町	

		小学校統合準備委員会設置事業 私立幼稚園就園奨励費補助金 中学生のための「礼儀作法読本」 教育施設安全安心充実事業 教育振興計画改訂業務 学力向上専門員配置事業 野辺地町教育振興会助成事業 教育ICTシステム構築事業 教育相談室設置事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
7. 地域文化の振興等	(1) 地域文化施設等 その他	重要文化財土偶レプリカ製作事業 赤漆塗木鉢他保存修理	町 町	
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項		職員実務研修事業 協働のまちづくり推進事業 公共施設等環境整備事業 徴収嘱託員雇用事業	町 町 町 町	